

参考資料集

目次

1. 社会福祉法人制度の在り方について 社会福祉法人制度の在り方等に関する検討会 (平成26年7月4日)	1
2. 規制改革実施計画 (平成26年6月24日閣議決定) (抜粋)	43
3. 「日本再興戦略」改訂2014 (平成26年6月24日閣議決定) (抜粋)	47
4. 法人税の改革について (平成26年6月27日税制調査会) (抜粋)	48
5. 設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告 (平成26年6月 総務省行政評価局) (抜粋)	49
6. 社会保障審議会福祉部会意見書 (社会福祉法人制度の見直しについて) (平成16年12月) (抜粋)	50
7. 第94回社会保障審議会介護給付費分科会資料 (平成25年5月31日)	51
8. 今後の行政改革の方針 (平成16年12月24日閣議決定) (抜粋)	79
9. 公益法人制度改革の概要	84

社会福祉法人制度の在り方について

社会福祉法人の在り方等に関する検討会

平成26年7月4日

目 次

はじめに	3
第1部 社会福祉法人制度の概要	4
第2部 社会福祉法人制度を取り巻く状況の変化	
1. 社会情勢・地域社会の変化	7
2. 社会福祉制度の変化	8
3. 公益法人制度の変化	10
4. 最近の社会福祉法人に対する主な指摘	11
第3部 社会福祉法人の課題	13
第4部 社会福祉法人の今日的な役割	
1. 社会福祉制度のセーフティネットとしての役割	16
2. 措置事業を実施する役割	18
3. 地域における公的法人としての役割の再認識	19
第5部 社会福祉法人制度見直しにおける論点	
1. 地域における公益的な活動の推進	20
2. 法人組織の体制強化	24
3. 法人の規模拡大・協働化	28
4. 法人運営の透明性の確保	32
5. 法人の監督の見直し	35
おわりに	39
参考	
・「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」構成員名簿	40
・「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」開催経過	41
・「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」ヒアリング実施団体	42

はじめに

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」は、現行の社会福祉法人制度の抱える諸問題を整理し、今後も社会福祉法人が我が国の福祉の重要な担い手として地域住民、ひいては国民の期待に応える存在であり続けるための改革案を検討するために設けられた。

本報告書は、検討結果を踏まえ、社会福祉法人制度の改革に向けた方向性と論点を示したものである。

第5部で示した論点のうち、「地域における公益的な活動の推進」、「法人組織の体制強化」、「法人運営の透明性の確保」は、歴史的にこの国の地域福祉の向上を支えてきた社会福祉法人が、時代の変化を踏まえ、今後も福祉の主な担い手として地域住民等から信任を得続けるために必須の事項であり、必ず実施していく必要があるものである。

また、「法人の規模拡大・協働化」や「法人の監督の見直し」等は、今後も続くであろう福祉ニーズの拡大や、多様化し複雑化する新たな福祉ニーズの発生に対応するため、社会福祉法人が「地域における公益的な活動」を柔軟に実施していく上で必要な環境整備に関わるものである。

社会福祉法人制度については、2000（平成12）年の社会福祉基礎構造改革以降、大きな見直しは行われていない。しかしながら、その後の10余年間に、社会福祉法人を取り巻く状況は大きく変化し、社会福祉法人制度の意義・役割を問い合わせる厳しい指摘もされるに至っている。今こそ、社会福祉法人制度に関わる者が自ら率先して改革を行わなければ、社会福祉法人制度は地域住民等の信頼を失い、その未来をも断ち切られかねない。

今後、厚生労働省において具体的な見直し方策を検討していくに当たっては、社会福祉法人制度の置かれた厳しい現実を直視しつつも、その有する潜在力を地域福祉や社会福祉の向上のために最大限活用するという視点に立ち、地方の現場を担う地方公共団体や社会福祉法人と一体となって、社会福祉制度の基盤制度である社会福祉法人制度を早急に見直すことを強く期待する。

第1部 社会福祉法人制度の概要

(制度創設期)

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを主たる目的として、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき設立される法人である。
- 社会福祉法人制度が創設された当時の昭和 20 年代、我が国は、終戦による海外からの引揚者、身体障害者、戦災孤児、失業者などの生活困難者の激増という困難に直面していた。これらの者への対応はまさに急務であったが、戦後の荒廃の中、行政の資源は不十分であり、政府には民間資源の活用が求められた。
- このため、社会福祉事業を担う責務と本来的な経営主体を行政（国や地方公共団体等の公的団体）としつつも、事業の実施を民間に委ね、かつ、事業の公益性を担保する方策として、行政機関（所轄庁等）がサービスの対象者と内容を決定し、それに従い事業を実施する仕組み（以下「措置制度」という。）が設けられた。そして、措置を受託する法人に行政からの特別な規制と助成を可能とするため、「社会福祉法人」という特別な法人格が活用されたのである。
- 社会福祉法人は、①社会福祉事業を行うことを目的とし（公益性）、②法人設立時の寄附者の持分は認められず、残余財産は社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者又は国庫に帰属し（非営利性）、③所轄庁による設立認可により設立されるという、旧民法第 34 条に基づく公益法人としての性格を有している。
- また、①憲法第 89 条の「公の支配」に属する法人として、行政からの補助金や税制優遇を受ける一方、②社会的信用の確保のため、基本的に「社会福祉事業のみ」を経営すべきという原則論の下、所轄庁の指導監督を受けてきた。
- このような歴史的諸制約から、社会福祉法人は民間事業者ではあるものの、行政サービスの受託者として公的性格の強い法人となり、市場原理で活動する一般的な民間事業者とは、異なる原理原則の下、発展していくことになった。

(高度経済成長期)

- 戦後の混乱期が終わり、昭和 30 年代から昭和 40 年代になると、高度経済成長を背景に社会福祉制度の充実も進み、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に加えて、

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、母子及び寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）などが整備され、社会福祉制度の専門分化が進んだ。

- 豊かさの実現を背景として、福祉サービスの供給も拡大し、新たに設けられた制度に基づく福祉サービスを実施するため、行政が措置の委託先である施設整備（受皿）を優先したため、社会福祉法人の数も同様に増加していった。

（少子高齢化の進展と社会保障制度の拡充）

- 昭和 50 年代から昭和 60 年代になると、高齢化や核家族化、女性の社会進出等を背景に、福祉ニーズが急速に増大し、「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」（1989（平成元）年）、「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」（1994（平成 6）年）、「障害者プラン～ノーマライゼーション七か年戦略～」（1995（平成 7）年）等による福祉サービスの基盤整備が進められた。
- こうした基盤整備の進展に伴い、サービスの提供主体である社会福祉法人の数も急増していった。同時に、福祉サービスの受け手である利用者は、かつてのような生活困難者ばかりではなくなり、福祉サービスはより普遍的な国民一般向けの福祉サービスへと変化していく兆しが現れていった。

（介護保険制度の創設）

- 1997（平成 9）年の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の成立によって、「介護」は、保健医療サービスと福祉サービスが総合的に受けられるサービスとして再構築され、従来の措置制度による制限的なサービスから、保険制度による普遍的なサービスへと大きな転換を遂げた。
- この中で、サービス提供の方法の基本が、行政がサービスの対象者と内容を定める措置制度から、利用者がサービスを選択して自らの意思に基づき利用する仕組み（以下「契約制度」という。）へと変更された。これによって、介護サービス事業は、サービス選択の保障を図るため、多様な経営主体により提供されることとなり、サービスの種類や内容の多様化も進んだ。

（社会福祉基礎構造改革）

- 介護保険法の成立等を受け、社会福祉の共通基盤制度の見直しとして、2000（平成 12）年には社会福祉基礎構造改革が行われ、社会福祉法人制度についても幅広い見直

しが行われた。

- 高齢者介護の分野における措置制度から契約制度への変更、サービスの普遍化という劇的な変化は、利用者のニーズに応じたサービスの提供、事業展開、自主的なサービスの質の向上、経営の効率化・安定化といった、措置制度の下で行われていたような施設管理にはない、法人経営という視点を社会福祉法人により強く求めることとなつた。
- この結果、社会福祉基礎構造改革では、①自主的な経営基盤の強化、②福祉サービスの質の向上、③事業経営の透明性の確保を内容とする社会福祉法人の経営の原則が法定された。これに伴つて、社会福祉法人が行う収益事業で得た利益の充当先の拡大や、第三者評価の受審の努力義務化、福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人に対する財務諸表の閲覧の義務付け等の改革が行われた。
- このような戦後 60 余年にわたる歴史を背景に、2012（平成 24）年度において、社会福祉施設を経営する社会福祉法人（以下「施設経営法人」という。）の数は 16,981 法人となっており、1990（平成 2）年度の 10,071 法人と比べると、この 20 年間で約 1.7 倍に増加している¹。
- その一方で、介護保険制度が導入された 2000（平成 12）年度と 2011（平成 23）年度の社会福祉施設の経営主体の状況を見ると、サービスの多様化や経営主体の多元化が進み、社会福祉法人が経営する入所施設、通所・在宅サービス事業も増加しているが、他の経営主体の経営数も大幅に増加し、社会福祉法人の経営する施設等が全体に占める割合は微減している。

¹ 社会福祉法人には、施設経営法人の他、社会福祉協議会、共同募金会、社会福祉事業団等がある。

第2部 社会福祉法人制度を取り巻く状況の変化

1. 社会情勢・地域社会の変化

(社会情勢・地域社会の変化)

- 昭和50年代以降の急速な少子化・高齢化に加え、2005（平成17）年前後からは人口減少が進んでいる。平成20年代は団塊の世代の高齢化を迎える、65歳以上の高齢者数は、2025（平成37）年には3,657万人となり、2042（平成54）年にピークを迎ると予測されている（3,878万人）。また、75歳以上の高齢者の全人口に占める割合は増加し、2055（平成67）年には、25%を超える見込みとなっている。
- 65歳以上の高齢者においては、認知症の高齢者が増加していく傾向にあり、また、世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。75歳以上人口は、都市部で急速に増加し、もともと高齢者の人口の多い地方でも緩やかに増加していくと見込まれている。
- また、経済基調の変化に伴う終身雇用慣行の変化の中で、特に若年層を中心に、失業者や非正規雇用労働者、就職困難者が増加しており、現役世代に対する社会保険や企業の福利厚生などによる支えが得られ難い傾向にある。
- 公的な福祉サービスは、分野ごとに飛躍的に充実してきたが、昨今の社会情勢の中では、制度によるサービスだけでは対応できない課題（単身高齢者に対する見守りや、ひきこもりの者に対する支援など「制度の狭間の課題」）が顕在化している。
- こうした課題は、かつては家族や地域共同体による助け合いによって対処されてきた面が多いが、都市化、過疎化、若年層を中心とした都市部への人口流出や家族のつながりの希薄化の中で、地域の助け合い機能は縮小してきている。

2. 社会福祉制度の変化

(介護保険制度の状況)

- 介護保険制度は、2000（平成12）年に全面施行され、在宅サービスを中心に着実に利用者が増加している。2025（平成37）年には、約5.5人に1人が75歳以上となり、認知症の高齢者の割合や、世帯主が高齢者の単独世帯・夫婦のみの世帯の割合が増加していくと推計されている。また、介護の場所について希望を調査したアンケートによれば、従来のような施設への入所ではなく、自宅での介護を希望する人が70%を超えている。
- こうした社会構造の変化や利用者のニーズに応えるため、高齢者介護分野を中心に、「地域包括ケアシステム」²の実現が目指されており、2005（平成17）年には、地域密着型サービスの導入や地域包括支援センターの創設、2012（平成24）年には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスの創設、2014（平成26）年には、地域支援事業の充実や、特別養護老人ホームの中重度の要介護者への重点化等を内容とする介護保険法の改正が行われている。

(障害者支援制度の状況)

- 障害者支援制度については、支援費制度を改善し、2005（平成17）年に障害者自立支援法（平成17年法律第123号）が成立し、①身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別にかかわらず、一元的に福祉サービスを利用できる仕組みの構築、②利用者本位のサービス体系への再編、③就労支援の抜本的強化等が行われている。
- 2012（平成24）年に、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（「障害者総合支援法」という。）に改める法律が成立し、重度訪問介護や地域移行支援の対象拡大、地域生活支援事業における必須事業の追加といった障害者に対する支援の充実等が行われている。

(子ども・子育て制度の状況)

- 2010（平成22）年度から2014（平成26）年度までの5年間について、少子化対策大綱（「子ども・子育てビジョン」。平成22年1月29日閣議決定）が策定され、総合的な子育て支援が推進されている。

² 重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、概ね30分以内に必要なサービスが提供される中学校区などの日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まい、生活支援が切れ目なく提供される体制のこと。

- 2012（平成24）年8月には、社会保障・税一体改革の中で、子ども・子育て関連三法が成立しており、2015（平成27）年4月から、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②「地域子育て支援拠点事業」「子育て短期支援事業」等の地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実が施行される予定となっている。

（生活困窮者自立支援法の制定）

- 2013（平成25）年に生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号）及び生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が成立し、①最後のセーフティネットである生活保護において、就労・自立支援の強化等を行うことや、②生活保護に至る前の生活困窮者の支援として、総合相談、居住支援、就労準備支援事業等を実施するなど、第二のセーフティネットの充実・強化を行うこととされている。生活困窮者自立支援法については、2015（平成27）年4月1日から施行される予定となっている。

（今後の福祉サービスの見通し）

- このように各福祉サービスの近年の改革を見ると、以下の方向性が強まっており、今後も続いていくと考えられる。

① 措置から契約へ

介護保険制度に始まり、障害者支援制度、子ども・子育て支援制度においても利用者助成型の給付体系が導入されるなど、措置制度から契約制度への転換が一層進んでいくと考えられる。

② 市町村中心の取組

福祉サービスは住民に最も身近な地域においてきめ細かく提供されることが望まれるため、基礎自治体である市町村中心の仕組みへと変化している。

③ 在宅生活を支援するサービスの充実

可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活したいという人々の要望やノーマライゼーションの考え方の浸透から、今後も在宅生活を支援するサービスの充実が求められていくと考えられる。

④ 自立支援の強化

個人の尊厳の保持、また、本人のQOL（quality of life:生活の質）の向上の観点からも、介護保険法、生活保護法、生活困窮者自立支援法など、各制度において、利用者の自立支援を強化していくことが求められている。

⑤ サービス提供体制の多様化

福祉サービスは、行政、社会福祉法人が提供の中心であったが、民間企業や非営利法人、住民団体等の様々な主体が併存・連携する体制への変化が今後も進んでいくものと考えられる。

3. 公益法人制度の変化

(公益法人制度改革)

- 旧民法第34条に基づく公益法人については、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人や共益的な法人が主務大臣の許可によって多数設立され、税制上の優遇措置や行政の委託、補助金、天下りの受皿等について様々な批判、指摘を受けるに至ったことを踏まえ、2006（平成18）年に公益法人制度改革が行われている。
- この改革によって、旧民法第34条に基づく公益法人は、主務官庁制・許可主義制が廃止され、登記のみによって設立される一般社団法人・一般財団法人と民間有識者による委員会の意見に基づき行政庁が認定する公益社団法人・公益財団法人とに再編されている。
- 2008（平成20）年12月から2013（平成25）年11月までの5年間の移行期間を経て、かつての公益法人は、一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人のいずれかに移行している³。
- 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人については、その組織等について、法律で明確に規定されるようになったほか、透明性の確保についても、高いレベルの情報公開が義務付けられるようになっている。

³ 2008（平成20）年12月からの5年間の移行期間に、新制度への移行を申請した法人は、24,317法人中20,736法人。移行申請せず、解散・合併等をした法人は3,581法人。（「公益法人制度改革における移行期間の満了について（速報）」（平成25年12月10日））

4. 最近の社会福祉法人に対する主な指摘

- このように、既存の制度では対応できない様々な地域課題が顕在化し、各事業において地域におけるサービスの拡充がなされる中、社会福祉法人に対しては、2011（平成23）年以降、次のような厳しい指摘がなされている。

（いわゆる内部留保に関する指摘）

- 2011（平成23）年7月に社会福祉法人が黒字をため込んでいるという報道がなされ、同年12月の社会保障審議会介護給付費分科会においては、特別養護老人ホーム1施設当たり平均約3.1億円の内部留保（平成22年度決算ベース）があることが報告された。これを受け、2012（平成24）年7月には財務省予算執行調査、2013（平成25）年10月には会計検査院による検査が行われた。

（規制改革会議における議論）

- 規制改革会議では、社会福祉法人が補助金や税制優遇を受けていながら財務諸表の公表がなされていないことが指摘され、規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）において、
 - ① 2012（平成24）年度分の財務諸表の公表指導と状況調査
 - ② 2013（平成25）年度分以降の財務諸表について、全ての社会福祉法人における公表が提言された。

- なお、2012（平成24）年度分財務諸表の公表状況については、2013（平成25）年9月30日に規制改革会議に厚生労働省による調査結果が報告されたが、ホームページ又は広報誌のいずれかで公表を行った社会福祉法人が全体の52.4%にとどまり、規制改革会議の委員からは公表が不十分との厳しい意見が相次いだ。

- また、2013（平成25）年10月以降は、「介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング」が重点課題とされ、
 - ① 社会福祉法人の財務諸表の開示や経営管理体制の強化
 - ② 特別養護老人ホームの参入規制の見直し
 - ③ 株式会社やNPOが同種の事業を展開する場合の財政措置の見直しについて議論が行われた。2014（平成26）年6月24日には、社会福祉法人に対して、①社会福祉法人の財務諸表の開示や経営管理体制の強化と、②社会貢献の義務化を内容とする規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）が閣議決定されている。

(社会保障制度改革国民会議等の提言)

- 日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）では、規制改革会議の答申等を受け、社会福祉法人の財務諸表の公表推進、法人規模拡大の推進等の経営を高度化するための仕組みの構築を実施すべきとされている。
- また、2013（平成 25）年 8 月にとりまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書においては、社会福祉法人制度について、
 - ① 医療法人・社会福祉法人について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正
 - ② 社会福祉法人について、非課税とされているにふさわしい国家や地域への貢献が必要との見解が示され、社会福祉法人の規模拡大や更なる地域への貢献が求められている。

第3部 社会福祉法人の課題

- このように、特に2011（平成23）年度以降、社会福祉法人に対する厳しい意見が相次いでいるが、これらの意見は、要約すると、以下のような課題を指摘するものである。

(1) 地域ニーズへの不十分な対応

- 新たな地域ニーズの顕在化を背景に、社会福祉法人においても、全国社会福祉法人経営者協議会による「一法人一実践」活動の推進など、制度で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる先駆的、開拓的取組の実施が推進されてきた。
- しかし、これらの取組が一部の社会福祉法人にとどまっていることや、取組を実施している法人であっても、利用者や地域住民から十分な評価を得られるような仕組みとなっていないことにより、社会福祉法人の役割や存在意義が広く認識されていない状況がある。

(2) 財務状況の不透明さ

- 社会福祉法人は、財務諸表等の開示について、福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人の閲覧請求に応ずることが義務とされるなど、事業運営の透明性の確保が必要とされている。
- 他方、近年の公益法人制度改革等により、他の非営利法人における情報公開が格段に進んでいるにもかかわらず、社会福祉法人については、財務諸表等を幅広く国民一般に公表することは義務とされておらず、自主的に公表している法人は半数程度にとどまっている。このことが、社会福祉法人に対する地域住民の理解を阻害したり、内部留保についての説明責任が十分になされていないと言われている。

(3) ガバナンスの欠如

- 社会福祉法人制度は、他の公益法人よりも高い義務を負う特別の法人制度として創設されているが、公益法人制度改革等により他の非営利法人についての制度改革が進んだことから、社会福祉法人の組織体制は、他の法人制度と比較してガバナンスを確保する仕組みとして十分とは言えなくなっている部分がある。

- また、一部の社会福祉法人では、創設者等の理事長が、あたかもオーナーであるかのように経営を行ったり、高い公的性格を持つ法人制度でありながら、現実には私物化とも取られかねない運営が行われたりしているという批判がある。

(4) いわゆる内部留保

- 社会福祉法人は、制度や補助金、税制優遇に守られて高い利益率を有しており、これを社会福祉事業等への積極投資や地域還元することなく、内部留保として無為に積み上げているとの批判がある。
- この点については、「介護老人福祉施設等の運営及び財務状況に関する研究事業」（平成25年3月）により、そもそも内部留保を蓄積しているといつても他の社会福祉事業に投資されている部分は既に活用されており、残りについても将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な部分が多いことなど、必ずしも内部留保の額だけで一律には論じられないことに留意が必要である。
- しかし、いわゆる内部留保を巡る議論は、社会福祉法人が自らの経営努力や様々な優遇措置によって得た原資をもとに社会福祉事業を充実したり、社会又は地域に福祉サービスとして還元したりしないのであれば、その存在意義が問われるという点にあり、真摯に受け止める必要がある。

(5) 他の経営主体との公平性（イコールフッティング）

- イコールフッティングについては、2013（平成25）年10月以降の規制改革会議において取り上げられ、多様な経営主体が参入する介護・保育事業等における社会福祉法人と株式会社等との役割を巡って、①特別養護老人ホーム等についての参入規制の緩和、②社会福祉法人と株式会社やNPOとの間の財政上の優遇措置の見直しについて議論が行われた。
- 当検討会においてもイコールフッティングについて議論を行ったが、特別養護老人ホーム等の参入規制については、高齢者施設全体が、介護保険制度の導入によって、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅などと多様化し、これらについて株式会社等の参入が自由に認められる中で、特別養護老人ホームの利用者も、低所得で対応の難しい方にシフトしてきており、特別養護老人ホームには、新たな役割が求められているのではないかという意見があった。

- その一方で、低所得で対応の難しい方を積極的に受け止めている特別養護老人ホーム（社会福祉法人）や、生活困窮者等への対応を実践している社会福祉法人が一部にとどまり、社会福祉法人が株式会社等の他の経営主体と異なる役割を果たしていることが地域住民等に伝えられていないという指摘もあった。（1）の地域ニーズへの対応をしっかりと取り組んでいかなければ、社会福祉法人の存在意義そのものが認められなくなることを真摯に受け止める必要がある。

第4部 社会福祉法人の今日的な役割

1. 社会福祉制度のセーフティネットとしての役割

(福祉サービスの現状)

- 介護保険制度、障害者総合支援制度は、行政による措置ではなく利用者本人が必要なサービスを選択する利用者本位の仕組みであり、利用者によるサービスの選択を可能とするため、経営主体にかかわらず、基準で定められたサービスを提供できる事業者がサービスを行い、これに公的費用保障がされる制度となっている。

これにより、多様な経営主体が介護、障害等の福祉サービスに参画できる環境が整っており、福祉サービスの発展が大きく進む原動力となった。

- しかし、利用者の多様な生活上の困難の全てについて、これらの制度が対応しているわけではない。高齢者の一人暮らしや夫婦のみ世帯における認知症、家庭内の閉鎖的環境から生ずる虐待、精神疾患による精神的・経済的な困窮、発達障害、地域での孤立などの社会生活上の困難を抱える者は増加傾向にあり、こうした者に対する日常生活の見守りや権利擁護など、制度で提供されるサービスだけにとどまらない支援が必要となっている。

一方で、こうした支援については、家族や地域のつながりの希薄化により、家族や地域の助け合いが期待しにくい状況になっている。

- また、制度上、様々な経営主体の参入が可能になっているものの、過疎地等には事業者の参入がなく、制度に基づくサービスについても、提供が困難となっている場合がある。

- このような社会福祉制度の狭間のニーズ、市場原理では必ずしも満たされないニーズについて、組織的かつ継続的に取り組んでいく主体が必要とされている。

(非営利法人としての社会福祉法人)

- 社会福祉法人、ボランティア、N P O、住民団体といった非営利組織は、①政府の失敗の補完機能、②市場の失敗の補完機能を担っていると言われている。
- 社会福祉制度や市場が高度に発展していく一方、社会経済情勢の変化によって新たに生み出される、制度や市場原理のみでは満たされないニーズに柔軟に対応していく

という意味で、非営利組織は成熟社会が創り上げた財産であり、非営利組織の継続的な発展は成熟社会にとって欠くことのできない要素である。

(社会福祉法人の現状)

- 非営利法人である社会福祉法人には、前述した機能の發揮が当然求められている。しかし、制度創設当初から措置を受託する法人としての色彩が強く、行政からの強い規制を受けて来たという歴史的な経緯もあり、多くの社会福祉法人において、非営利法人として制度や市場原理では満たされないニーズに取り組んでいくことよりも、法令や行政指導に適合することに重きを置いた事業運営がなされてきたといえる。
- 利用者本位の社会福祉制度への転換に対応して、2000（平成12）年の社会福祉基礎構造改革では、社会福祉法人の経営の原則が新たに示されるなど、利用者のニーズに対応した主体的な法人経営がなされるよう制度改革が行われているが、それが十分浸透していない。社会福祉基礎構造改革から10年余りが経過し、利用者本位の社会福祉制度が国民の間で一般化していく中で、社会福祉法人は、近時の社会的な変化に対応しきれていない面がある。⁴

(社会福祉制度のセーフティネットとしての役割)

- 社会福祉法人は、古くから社会福祉事業の主たる担い手として活動している民間法人である。他の経営主体と比べ、福祉サービスのノウハウや経験、専門人材や施設・設備をより多く有している経営主体といえる。
引き続きこれまで培ったノウハウを生かして既存の福祉サービスを担うのと同時に、非営利法人として、制度や市場原理では満たされないニーズに応えることが期待されているという原点に立ち返り、様々な社会生活上の困難を抱える者に対して、日常生活の支援を含むトータルなサービスを提供したり、過疎地等他の経営主体の参入が見込まれない地域でサービスを提供したりするなど、他の経営主体で担うことが必ずしも期待できない福祉サービスを積極的に実施・開発していく必要がある。
- 介護保険制度においては、地域包括ケアシステムの構築が目標とされ、介護サービスにとどまらない生活支援も含めた体制整備が提唱されている。
社会福祉法人は、①地域包括ケアシステムの構築、②対応の難しい、ソーシャルワークの必要な人への対応、③新たなサービスの創造を積極的に行っていくなど、社会

⁴ なお、社会福祉法人は、所轄庁による事業運営についての包括的な指導監督に服しており、社会福祉法人の今日的な役割を十分に踏まえた所轄庁の対応がないと、現実には新たなニーズに対応した経営ができない点には留意が必要である。（例：資金の利活用や公益事業の認定とその実施など）

福祉制度と福祉サービスの提供主体、両方のセーフティネットとしての役割を果たしていく必要がある。

2. 措置事業を実施する役割

- 社会福祉制度は、時代とともに、契約制度へと転換してきたが、現代では、虐待や認知症の増加によって、重篤な要保護児童や利用者が増加しており、
 - ① 要保護児童の児童養護施設等への措置による入所や、救護施設のような在宅生活が困難な者に対する行政判断による安全確保の実施
 - ② 介護保険制度又は障害者総合支援制度といった契約制度の利用が困難な者に対する支援といった、措置の枠組みによる支援はさらに重要になっている。
- 措置事業を中心に実施する社会福祉法人については、法人の使命を明確にし、当該事業のサービスの質の向上を図るなど、措置事業を適切に実施した上で、培ったノウハウを生かして、利用者の成長や生活の過程に合わせて多様な福祉ニーズに対応していくといった役割が求められる。
- 措置事業については、その性格上、行政の規制が厳しく、その資金は行政からの委託費であるため、契約制度による事業のような自由度を確保することは難しい面がある。
- しかしながら、法人の人的・物的資源を有効に活用したり、寄附等の原資を活用したりすることで、公益性を前提に、制度で対応しきれない福祉ニーズに対して取組を行っていくといった主体的な変革は必要である。
- 措置事業を中心に実施する社会福祉法人においても、1. の社会福祉制度のセーフティネットとしての取組を積極的に行い、政策に反映していくことが重要である。

3. 地域における公的法人としての役割の再認識

(社会福祉法人の公的な性格)

- 社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を主たる目的とし、その施設整備は、憲法第89条の「公の支配」の下、補助金や税制優遇といった公的投資もなされ、財産は最終的には国庫に帰属するものとされている。
- このように社会福祉法人そのものが地域の公的な資源であるため、社会福祉法人には、自らの資源を生かして、地方公共団体や住民活動をつなぎ、地方公共団体との間に立ちネットワークを作っていくなど、まちづくりの中核的役割を担うような事業運営が望まれる。
- 地域住民と地方公共団体との間をつなぐためには、地域の多様なニーズを汲み上げ、地域ニーズを反映したサービス提供を行うなど、地域における信頼を確保する仕組みを強化していく必要があるが、社会福祉法人には、地域の意見を反映する仕組みが十分とはなっていない部分がある。
- 社会福祉法人はその公的な性格を再認識し、また、官民の両方の性格を持つ者として、地域のまちづくりの中核的役割を果たせるよう、事業運営の内容や新たな事業展開、組織体制などについて、積極的に利用者、地域住民等の参画や情報提供を進め、地域の信頼を得ていくことが求められる。

第5部 社会福祉法人制度見直しにおける論点

1. 地域における公益的な活動の推進

(1) 当検討会の現状認識

(地域における公益的な活動の推進)

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人であり、制度や市場原理では満たされないニーズについても率先して対応していく取組（以下「地域における公益的な活動」という。）が求められている。
- 本来、社会福祉法人は、こうした取組を実施することを前提として、補助金や税制優遇を受けているものであり、経営努力や様々な優遇措置によって得た原資については、主たる事業である社会福祉事業はもとより、社会や地域での福祉サービスとして還元することが求められることを改めて認識する必要がある。
- 地域における公益的な活動については、地域の実情に応じて、様々な取組が考えられるが、現在実施されている例としては、以下のようないわゆる中間的就労）や社会参加活動の実施

 - ・ 地域住民のサロンや生涯学習会の実施など、地域交流促進のための場の提供
 - ・ 生計困難者等に対する利用者負担軽減
 - ・ 特別養護老人ホーム等の入所施設による在宅の中重度の要介護者等の生活支援
 - ・ 地域内の連携による福祉人材の育成
 - ・ 複数法人の連携による災害時要援護者への支援
 - ・ 地域における成年後見人等の受託
 - ・ 生活困窮者に対する相談支援、一時的な居住等の支援の実施、就労訓練事業（いわゆる中間的就労）や社会参加活動の実施
 - ・ 低所得高齢者等の居住の確保に関する支援
 - ・ 貧困の連鎖を防止するための生活保護世帯等の子どもへの教育支援
 - ・ ひきこもりの者、孤立した高齢者、虐待を受けている者等の居場所づくりや見守りの実施
 - ・ 刑務所出所者への福祉的支援

(地域における公益的な活動のための環境整備)

- 他方で、社会福祉法人が、こうしたニーズに積極的に取り組んでいくようにするためには、指導監督側である行政庁においても、①活動内容や実施の在り方について明確に示していくこと、②職員の専任要件、施設・物品の専用要件、資金使途

の規制等を弾力化すること、③所轄庁の指導監督の在り方を見直すことなど、法人が活動を行いやすい環境を作っていく必要がある。

(独自財源の確保の取組)

- また、活動資金については、事業の報酬・運営費等の剩余金の活用のほか、寄附等の独自財源の活用が考えられる。寄附について、これまでの社会福祉法人の取組は弱いという意見があった。住民から寄附を受けるに足る信頼性の確保や住民にとって寄附の効果が見える対応を行うことで、寄附等の独自財源の獲得も推進していくことが重要である。

(2) 当検討会の意見

ア 地域における公益的な活動の枠組み

(地域における公益的な活動の実施義務)

- 社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人の役割として、地域における公益的な活動は全ての社会福祉法人において実施される必要がある。全ての社会福祉法人に実施を求めるためには、法律上、実施義務を明記することを検討すべきである。

(地域における公益的な活動の定義)

- 地域における公益的な活動について、どのようなものがその活動に当たるのかということについては、地域性を考慮することや、多様な支援が可能となるよう、規定の在り方について更に検討を深めるべきである。
- また、地域における公益的な活動は、地域の多様なニーズに柔軟に対応するために、社会福祉法人の自主性が尊重される仕組みとすべきである。特に、現行の社会福祉法人の公益事業のように国が事業を例示すると、所轄庁の画一的な指導を招き、活動内容が例示事例中心になってしまふなど、かえって真に地域ニーズに沿った事業展開ができなくなるおそれがあることに留意する必要がある。
- このため、地域における公益的な活動の内容については、①地域住民の代表、福祉・医療等の専門職、地方公共団体の職員などから成る協議会による評価を活用する仕組みや、②市町村の策定する「地域福祉計画」等地域で必要とする支援や福祉サービスの基盤整備の方針等の活用など、具体的に各地域で定められる仕組みとすることが考えられる。

また、各地で行われている地域における公益的な活動について、十分な情報提供を行うことも有効な方策である。

(社会福祉法における活動の位置づけ)

- 地域における公益的な活動については、社会福祉事業、社会福祉を目的とする事業、公益事業等の既存の事業との関係について、社会福祉法における整理が必要である。

(地域における公益的な活動の実施に当たっての留意点)

- 社会福祉法人にとっては、主たる事業である社会福祉事業を効果的に実施することが、公益性を維持する上で必要不可欠であり、まずは既に実施している社会福祉事業について、十分な取組を行うことが評価されるべきである。
- 社会福祉法人が、社会福祉事業を実施する中で、積極的に障害者の雇用をしたり、新たな取組を開発したりという形で地域のニーズに応えていけば、社会福祉事業から地域における公益的な活動へと自然に展開していくことが可能と考えられる。
- 地域における公益的な活動については、既に実施している社会福祉事業を疎かにして実施されることがないよう、義務付ける内容を慎重に検討した上で、積極的な実施ができるよう環境を整えるべきである。

イ 地域における公益的な活動の実施方法

(複数法人による活動の協働化等)

- 地域における公益的な活動は、制度に則った事業とは異なり、財源問題を含め、様々なリスクや困難を伴うことも想定される。このため、
 - ① 法人単独で行う方法だけでなく、複数の法人が活動資金を出し合ったり、一体的な組織を構成したりすること等により事業を展開すること
 - ② 社会福祉法人だけでなく、地域住民を対象にして活動するボランティア、NPO等の公益法人を支援しながら、連携して地域における公益的な活動に取り組んでいくこと
- を積極的に推進するべきである。
- (「3. 法人の規模拡大・協働化」を参照)

ウ 地域における公益的な活動の実施促進

(資金使途の弾力化)

- 社会福祉法人の資金としては、事業の運営費として、「介護報酬」、「自立支援給付費」、「保育所運営費」、「措置費」等があるが、「保育所運営費」、「措置費」については、行政から支弁される委託費という性格上、法人本部への支出に上限があるなどの使途の制限があるため、これらの使途の弾力化については、その性格を踏まえ検討するべきである。

(独自財源の確保の推進)

- 社会福祉法人が、住民から寄附を受けるに足る信頼性の確保と、住民にとって寄附の効果が見える取組を実施することを前提に、積極的に寄附を募っていくことを推奨するべきである。

(事業ごとの法令上の制約の見直し)

- 地域における公益的な活動の実施に当たっては、各事業における職員や設備に関する規制が支障となることがあるので、既に実施している社会福祉事業に支障のない範囲で、かつ、さらに地域における公益的な活動を積極的に実施できるよう、これらの規制の柔軟化について検討するべきである。

(地域における公益的な活動をしない法人への対応)

- 特別の事情なく、一定期間地域における公益的な活動を実施しない法人については行政指導の対象とするなど、実施する法人との区別を検討するべきであり、そのための指導手順を明確化する必要がある。

エ 地域住民の理解促進

(地域における公益的な活動の実施状況の公表・評価方法)

- 地域における公益的な活動については、地域住民の理解が不可欠であるため、法人が活動状況を公表し、活動に対する住民の評価を求め、取組の改善や向上を図る仕組みを検討するべきである。

(会計区分の策定)

- 地域における公益的な活動やそれに要した金額が明らかになるように、会計基準の見直しを行い、活動内容やそれに要した費用の公表を検討するべきである。

(「4. 法人運営の透明性の確保」を参照)

2. 法人組織の体制強化

(1) 当検討会の現状認識

(法人単位での経営への対応)

- 介護保険制度の施行を契機として、複数施設・事業所を経営する社会福祉法人が増えている。社会福祉基礎構造改革では、こうした展開を先取りして、措置制度の下での基本であった施設・事業所を単位とした施設管理（典型的には、いわゆる「一法人一施設」）から、法人単位での経営が可能となる見直しを行っているが、現在でも多くの社会福祉法人の経営が、施設・事業所単位のままとなっており、社会福祉法人側での経営に関する意識改革が十分とはいえない。

(法人のガバナンスの見直しの必要性)

- 社会福祉法人の組織は、理事会、評議員会、理事長、理事及び監事から成り立っているが、それぞれの役割が十分機能する仕組みとはなっていない。特に評議員会については、介護保険事業、保育所、措置事業のいずれかのみを経営する社会福祉法人には設置しなくても良いこととされるなど、法人としてのガバナンスが十分に確保される体制とはなっていない。

(理事長の業務と責任)

- 社会福祉法人の理事長は、公益性の高い社会福祉事業の経営に携わる理事の中から任命された者として、国民の福祉の増進に寄与するという信念を持ち、利用者のニーズや地域のニーズに耳を傾け、職員の意見を真摯に聴き、サービスの質の改善を絶えず図っていくなど、法人の使命を正しく履行する義務と責任がある。
- 社会福祉法人の理事長に、結果として世襲の者がいることについては、一律に是非が問われるものではなく、理事長の職を担う人物の資質の適性の問題である。理事長の職は福祉への信念や実践力、法人の使命を踏まえた経営能力のある人物が就任することが適当であり、理事長の選任に当たって世襲が実質的な理由とされることのないよう、評議員会において適切に理事が選任され、そこから理事長が選出される仕組みが必要である。

(理事等の責任の明確化)

- 社会福祉法人の理事長、理事、監事（以下「理事等」という。）は、常勤役員としての報酬を得て執行責任を負うべき者と、出席謝金のみでガバナンスの第三者的なチェックを行う者が存在しているが、個々の理事等の役割と責任が明確とは言い

難い。

(公益法人制度改革との関係)

- 2006（平成18）年の公益法人制度改革の結果、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人について、社会福祉法人よりも厳しい組織体制や透明性の確保の規定が設けられている。
- 社会福祉法人が旧民法第34条の公益法人の特別法人として創設されていることに鑑みれば、より公益性の高い法人として、公益社団法人・公益財団法人と同等以上の組織体制や透明性の確保が必要である。

（2）当検討会の意見

ア 法人組織の機能強化

(法人組織の権限と責任の明確化)

- 社会福祉法人の理事会と評議員会、理事長、理事、監事等の牽制関係について再度整理を行い、それぞれの役割について、公益法人制度改革の内容を十分勘案した上で、明確化を図るべきである。
- 検討に当たっては、次の観点が同時に果たされるよう留意すべきである。
 - ① 社会福祉法人が積極的に新規事業に投資し、地域における公益的な活動を柔軟に行うために、理事等の執行権限とこれに応じた責任を明確にすること
 - ② 理事会、評議員会や監事、行政による指導監督といった重層的なチェック機能の役割分担と具体的な連携を図った上で、理事等の執行機関の活動を適切にチェックすること
 - ③ 非営利法人としての法人の活動を外部・地域に対して「見える化」し、第三者の目による点検や評価をいつでも可能とするなど、法人活動の透明性と信赖を高めること

(評議員会の設置)

- 社会福祉法人の公的性を担保し、地域の福祉ニーズに応えるため、評議員会については、公益社団法人・公益財団法人と同様、理事会に対する牽制機能として、法人運営の重要事項に関する議決機関としての役割を明確にした上で、全ての社会福祉法人に設置するよう見直すことを検討すべきである。

- ただし、小規模な法人や地域の事情がある法人は、評議員の人選面において負担が大きいと考えられるので、経過措置も検討するべきである。
- また、複数の社会福祉法人が共同で評議員会を設置する仕組みについても、検討するべきである。
- なお、評議員の選任については、公益社団法人・公益財団法人における取扱いを踏まえ、理事又は理事会による選任の見直しを検討するなど、現行制度よりも地域住民の意向が反映されるよう仕組みを検討するべきである。

イ 法人本部機能の強化方策

(法人本部機能の強化)

- 社会福祉法人が法人単位での経営を推進するためには、法人単位で経営戦略、人事、財務を管理する部門が必要である。このため、一定規模以上の法人には、理事会の下に法人本部事務局を設置するなど、組織の見直しを検討するべきである。

(法人単位の資金管理)

- 法人本部がその機能を発揮するためには、法人本部が各事業の剰余金やその他の独自財源等をもとに、新規事業の立ち上げや不採算部門への充当を企画・立案できる仕組みが必要である。このため、資金管理を施設単位から法人単位とすることを検討するべきである。

ウ 理事等の権限と責任の明確化、要件の見直し

(理事等の損害賠償責任等)

- 理事等が法人に対して責任ある経営判断やガバナンスのチェックを果たしていく仕組みとするため、公益法人制度改革の内容を勘案し、法人運営に関する理事の損害賠償責任、特別背任罪の適用等を検討するべきである。なお、併せて、法人運営に関する説明責任を外部に対して果たすことを要件に、職務内容や勤務実態に応じた適切な報酬の支払いを認めることを検討するなど、賠償責任補填の考え方の適用を検討すべきである。

(職員出身の理事の登用)

- 現在も施設経営を行う法人は1名以上の施設長を理事とすることとされているが、法人経営が現場の声を反映したものとなるよう、理事等に、法人の実施

する社会福祉事業の内容を熟知する職員からの登用を一定割合義務付けることを検討するべきである。その際、いわゆる世襲との関係に留意し、職員の定義等について検討する必要がある。

(監事要件の見直し)

- 監事については、財務監査と事業監査の観点から、「1名は財務諸表を監査し得る者、1名は学識経験者又は地域福祉関係者」とされているが、財務諸表については法人運営の状況を把握するための基礎的資料であるため、両名とも財務諸表を確認できる者とすることを検討するべきである。その場合、単に会計を理解できるのみならず、社会福祉法人制度等を理解した者であることが大切であることに留意が必要である。
- また、監事は法人の財務関係の適正さを担保する要であり、親族等の利害関係者の就任を引き続き制限すべきである。なお、法人運営に関する説明責任を外部に対して果たすことを要件に、職務内容や勤務実態に応じた適切な報酬は、支払いを認めることを検討するべきである。

エ 理事長の権限を補佐する仕組み

(経営委員会、執行役員会等の活用)

- 社会福祉法人は、理事長の専決事項が多いことを踏まえ、理事長の権限を補佐する仕組みとして、法人の規模に応じて、経営委員会、執行役員会等の活用の推進を検討するべきである。

3. 法人の規模拡大・協働化

(1) 当検討会の現状認識

(地域を観る経営者の視点)

- 社会福祉法人が、利用者や地域のニーズに対応していくためには、既に実施している事業だけでなく、「地域を観る経営者の視点」が必要である。また、利用者や地域のニーズに対応していくためには、法人の規模拡大や複数法人による事業の協働化が一つの方策であり、それが可能となる仕組みや環境整備を検討していくことが重要である。

(法人規模についての考え方)

- 現在の社会福祉法人の規模についての正確な調査はないが、事業の範囲が市の区域を越えない法人として、所轄庁が一般市である法人が 9,131 法人（社会福祉法人全体の 46.1%）となっている（2013（平成 25）年 4 月 1 日時点）。また、全国社会福祉法人経営者協議会の調査によれば、会員法人 6,873 法人のうち、約半数（3,469 法人）が単独施設法人となっている（2010（平成 22）年 3 月）。
- 単独施設法人であるなど、法人が小規模であることが社会福祉事業の実施に当たって支障になるというものではない。しかしながら、利用者や地域のニーズに対応し、複数の事業を展開することは、法人の規模拡大につながり、資金の効果的な活用や職員の適切な異動を可能とし、さらには新たな福祉ニーズへの柔軟で機動的な対応にも途を拓くものである。
- また、社会福祉法人は、社会福祉事業を実施する事業者の模範的存在として、率先して、職員の処遇改善に取り組んでいくことも重要である。一般的に法人の規模拡大は、職員の広範な人事異動を可能とし、個々の職員のモチベーションやスキルの向上、幹部への登用といったキャリアパスの構築など、職員の処遇改善や人材確保にも資する。
- このため、社会福祉法人の経営者の視点として、既に実施している事業の経営のみにとどまらず、長期・短期のニーズ、既に実施している事業への影響等を見越した上で、事業展開や規模拡大を志向する戦略的経営が重要である。

(合併・事業譲渡の現状)

- 社会福祉法人の合併・事業譲渡については、既に手続が設けられているものの、2012（平成24）年度における合併件数は、全国で17件にとどまっている。また、合併・事業譲渡等に際して、関係者間で多額の現金をやりとりするといった不適切な事例も発覚している。こうした事例については、行政の責任として再発防止策を講ずることはもちろんである。合併・事業譲渡については、手続上支障となっている点を整理し、また、不適切な事例を未然に防げるよう、改善を図っていくことが必要である。

(複数法人による事業の協働化)

- それぞれ歴史のある法人が特段の事情もなく、合併や事業譲渡を行うことは現実には難しい。このため、合併・事業譲渡の手前の取組として、複数法人による事業の協働化を進めることも事業規模の拡大等としては有効である。

複数法人による事業の協働化については、財源の確保や法人間の信頼関係の構築が重要であり、法人外への資金拠出の規制緩和、法人間の役職員の相互兼務、社団的な連携など、複数の法人が協働して事業に取り組むことが可能となるよう環境整備をしていくことが必要である。

- なお、社会福祉施設職員等退職手当共済制度は、法人間をまたがって異動しても通算できる仕組みであり、複数法人の協働化等を職員の処遇面から支援できる仕組みである。

（2）当検討会の意見

ア 規模拡大のための組織体制の整備

(合併・事業譲渡手続の透明化)

- 社会福祉法人の合併・事業譲渡が公正に行われるよう、合併・事業譲渡を行う場合の要件や手続の見直しを検討するべきである。その際、所轄庁が異なる法人同士でもスムーズに合併・事業譲渡が行えるよう、所轄庁に対する手続の周知を十分行うべきである。
- また、合併・事業譲渡等に際して、関係者間で多額の現金をやりとりすることや、地位を利用して利益を得ることは、社会福祉法人の非営利性に反し、地域住民等からの信頼をも失墜させるものであって、決して許されるものではない。

このようなケースについては、厳正に対処するものとし、役員解職勧告や贈収賄罪の対象となることに加え、解職後も他の社会福祉法人の役員となることができないようにするなど、制度や運用の見直しを検討するべきである。

- なお、このような不適切な事業運営への対応については、単なる規制にとどまらず、その原因を追求して、制度の必要な見直しを検討するべきである。

(分割の手続の検討)

- 組織再編の手段として、事業の安定性・効率性に十分配慮した上で、分割の手続を検討するべきである。なお、分割については、理事長の職の世襲や理事等の役職の安易な増加につながることのないよう、要件や手続を慎重に検討すべきである。

(理事会等の開催方法の柔軟化)

- 法人の規模拡大により、事業の実施地域が複数県にまたがる場合が想定される。その場合の理事会等の開催方法については、柔軟な運用が可能となるよう検討すべきである。

(経営者の資質と能力の向上)

- 社会福祉法人の理事長など経営者は、利用者や地域のニーズに耳を傾け、サービスの質の改善を図っていくなど、法人の使命を正しく履行する義務と責任があり、継続して能力向上に努める必要があることから、関係団体等において経営能力の向上のための研修等の拡充を検討するべきである。

イ 複数法人による事業の協働化

(法人間の役職員の相互兼務)

- 法人の理念等を共有する観点から、各法人の役職員の人事交流を図ることが有効である。経営者については、それぞれの法人の理事を兼務できるよう、必要な規制緩和を検討するべきである。その際、いわゆる「乗っ取り」などの不適切な事例を誘発する結果にならないよう、先に述べた評議員会等による点検の仕組みの導入と併せて検討するべきである。

(法人外への資金拠出の規制緩和)

- 社会福祉法人は、事業から生じた剰余金を法人外へ拠出することができないものとされているが、社会福祉事業や地方公共団体が認定した事業については拠出できるよう、非営利性を失わない範囲で、規制緩和を検討するべきである。

(社団的な連携)

- 社会福祉法人やそれ以外の非営利法人が協働して地域で多様な福祉活動を積極的にするために、複数の非営利法人が社団型の社会福祉法人を設立できる仕組みを検討するべきである。
- 社団型の社会福祉法人に評議員会を設置することにより、より客観的な地域のニーズを反映する仕組みを検討するべきである。

(社会福祉施設職員等退職手当共済制度の活用)

- 複数法人の連携・協働を進めるためにも、職員の処遇改善や法人間の人事交流に資する社会福祉施設職員等退職手当共済制度を、必要な見直しを行った上で、安定かつ継続的な制度として維持するべきである。

4. 法人運営の透明性の確保

(1) 当検討会の現状認識

(社会福祉基礎構造改革)

- 2000（平成12）年の社会福祉基礎構造改革によって、社会福祉法人には、福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係者に対し、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を閲覧に供するよう義務付けられている。

(公益法人制度改革)

- その後、2006（平成18）年の公益法人制度改革によって、公益社団法人・公益財団法人は、一般市民に対し、事業報告書や財務諸表だけでなく、定款、役員名簿、役員報酬規程の閲覧が義務付けられている。

- また、一般社団法人・一般財団法人、公益社団法人・公益財団法人は、貸借対照表の公告（官報、日刊紙、電子公告による公表）が義務付けられており、大規模法人（負債額200億円以上）では、損益計算書の公告も義務付けられている。

(財務諸表の公表状況)

- 2013（平成25）年5月に厚生労働省が社会福祉法人に2012（平成24）年度の財務諸表の公表を要請しているが、2013（平成25）年7月末時点で、ホームページ又は広報誌のいずれかで公表した法人は全体の52.4%、所轄庁における公表は9.7%にとどまっている。
- 内訳を見ると、事業別では保育所の公表率が低く、所轄庁別では、一般市が所管する法人の公表率が低い傾向にあり、比較的規模の小さい法人において取組が進んでいない実情が窺える。

(社会福祉法人の情報公開の基本的な考え方)

- 社会福祉法人は公的性格の非営利法人であり、補助金や税制優遇を受けている。地域住民等の信頼を確保し、活動に対する理解を深めるため、透明性の確保は重要であり、法人に関する情報は個人情報に属するものを除き、すべて公表していく必要がある。

(2) 当検討会の意見

ア 社会福祉法人の財務諸表等の公表

(財務諸表等の公表の義務化)

- 法人運営の透明性を確保するため、法人の運営状況や財務状況（以下「財務諸表等」という。）については、2014（平成26）年度以降（平成25年度決算分以降）、全ての社会福祉法人において、ホームページで公表すべきである。また、所轄庁においても所管する法人の財務諸表等を全て公表すべきである。社会福祉法人の財務諸表等の公表については、法律上の義務とすることを検討すべきである。

(財務諸表等の様式の統一化)

- 国民に分かりやすく情報提供する観点から、法人によって公表項目に差が出ないよう、財務諸表等の公表様式について、統一的に定めるべきである。

(剰余金の使途・目的の明確化)

- 剰余金を具体的な使途もなく積み立てることは、事業の利益を社会福祉事業や地域に還元する非営利法人としての使命が果たされている状態とは言えない。剰余金については、目的を持った積立金として整理することや、積み立ての目標や積立額について、法人が利用者や地域住民など広く国民一般に説明責任を果たす仕組みを検討すべきである。

(定款・役員報酬規程等の公表)

- 社会福祉法人は、公益法人の特別法人であるという位置付けであることに鑑み、公益社団法人・公益財団法人において「閲覧」書類とされている定款や役員名簿、役員報酬規程等について、社会福祉法人には「公表」を義務付けることを検討すべきである。

イ 地域における活動についての公表

(地域における公益的な活動についての公表)

- 社会福祉法人の情報公開については、地域住民の理解を得ていくため、財務諸表等だけでなく、法人の理念や事業、地域における公益的な活動等の非財務情報についても財務情報と併せて、利用者や地域住民にわかりやすく公表することを推進すべきである。

ウ 都道府県、国単位での情報集約

(都道府県や国で集約するシステムの構築)

- 各法人や所轄庁で公表するだけでなく、都道府県や国で法人の財務諸表等を集約し、経営状況を分析するシステムの構築を検討するべきである。

(補助金の額の情報公開)

- 都道府県や国で財務諸表等を集約するシステムを構築し、社会福祉法人に対する補助金の額を公表することを検討するべきである。

エ 経営診断の仕組みの導入

(経営診断の仕組みの導入)

- 経営支援については、既に取組が実施されてきているが、法人経営の透明性の確保のため、情報公開と併せ、客観的な指標を用いた法人の経営状況の診断を行い、地域住民等への説明責任や社会福祉法人の経営支援に資する仕組みを導入するべきである。

5. 法人の監督の見直し

(1) 当検討会の現状認識

(今後の権限移譲を踏まえた監督の在り方)

- 社会福祉法人の所轄庁については、第二次地方分権推進一括法の施行に伴い、2013（平成25）年4月1日から、事業範囲が一般市の範囲である法人は、都道府県から一般市に所轄庁が権限移譲され、所轄庁の数は108から838へと大幅に増加している。
- 2013（平成25）年7月に公表された権限移譲の施行状況調査では、社会福祉法人の所轄庁の事務について、具体的な支障があると回答した地方公共団体が12.1%と他の事務と比べて高い割合になっており、新所轄庁である一般市においても、移譲された事務の対応に苦慮している実情がうかがわれる。
- 地方分権については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）によって、複数の都道府県に事務所がある社会福祉法人について、主たる事務所の所在地の都道府県が所轄庁になるなど、更に権限移譲を進めることができが予定されており、所轄庁の連携や監査能力の向上と平準化に取り組んでいく必要がある。

(社会福祉法人の目的達成支援のための行政指導)

- 当検討会では、一部の所轄庁において、措置制度の時代と変わらない画一的な行政指導や、ローカルルールと言われるような過剰規制が指摘されるなど社会福祉法人の地域ニーズに対応した活動を阻害しているという意見もあった。
- 社会福祉法人が今日的な役割を果たし、地域における公益的な活動を推進するためには、所轄庁の行政指導についても、法人の育成支援の観点から、責務を果たす法人は支援し、果たさない法人は厳しく指導するといった、メリハリのあるものに変えていく必要がある。

(財務状況に係る監査)

- 当検討会では、社会福祉法人が作成している財務諸表の中には、財務諸表の借方と貸方が合わないなど、基本的な誤りが存在するという指摘がなされた。

- 財務諸表は法人の経営動向を明らかにする基礎的資料であり、当然正確なものでなければならない。また、これは所轄庁に対して現況報告書の添付書類として提出されており、財務諸表に関する所轄庁の監査能力・体制を懸念する意見もあった。
- なお、公益社団法人・公益財団法人では、一定規模以上の法人については、会計監査人（公認会計士又は監査法人）の設置が義務付けられており、学校法人においても、1,000万円以上の補助金を受ける場合は、公認会計士又は監査法人による監査が義務付けられている。

(第三者評価の受審促進)

- 第三者評価については、受審費用や評価機関の質を理由に受審が広まっていない。福祉サービスの質の向上のためには、外部からのサービスの質の評価は非常に重要であり、一層の活用が必要である。

(2) 当検討会の意見

ア 所轄庁の法人監査の見直し

(行政による監査、外部監査、第三者評価等の役割の整理)

- 法人監査、施設監査、第三者評価、介護サービス情報の公表制度など、法人活動の評価方法は多様である。これらの制度の運用が、法人にとって過度な負担とならないよう、項目の重複や時間的な隔たりがないよう、それぞれの役割を明確にするとともに、実施方法の配慮など工夫すべきである。
- 法人監査については、運営状況に係る監査と財務に係る監査を峻別し、財務に係る監査については、外部監査の活用を積極的に図るなどの見直しを検討するべきである。

(法人監査の仕組みの見直し)

- 法人監査の中で、定款の内容や理事会等の開催状況だけでなく、地域における公益的な活動の実施状況やサービスの質の向上への取組も確認するなど、監査の仕組みの変更を検討するべきである。

(法人の育成を支援するための環境整備)

- 定款の記載事項については、法人が地域ニーズに柔軟に対応できるよう、法人の育成支援の観点から、一定程度、法人の自由度が確保されるよう見直しを検討するべきである。

(法人の設立認可の要件の見直し)

- 社会福祉法人の設立認可は、現在、資産だけを基準にしているが、現行の資産要件に加えて、NPO等における事業実施やボランティア等での活動実績を重要な要件とするなど、福祉への実績あるいは関心・理解のある者が参入できる仕組みとなるよう見直しを検討するべきである。

イ 財務に係る外部監査の活用等

(外部監査の義務化)

- 一定の規模以上の社会福祉法人については、公認会計士等の専門家による外部監査を義務付けることを検討するべきである。

(外部監査における留意点)

- 社会福祉法人は営利法人と異なり、剰余金が適切に社会福祉事業や地域への還元に使われているかという点が重要であり、監査の視点が異なってくることに留意することが必要である。

(正確な会計帳簿等の作成に向けた環境整備)

- 会計帳簿は財務諸表の作成の元となる書類であり、適時・正確な会計帳簿が作成されることが重要であるため、社会福祉法においても必要な法令の整備を検討するべきである。

ウ 所轄庁の連携、監督能力の強化

(所轄庁の連携)

- 社会福祉法人の所轄庁の権限移譲が更に進むことを踏まえ、社会福祉法人の所轄庁と当該社会福祉法人の運営する事業所が所在する地方公共団体との連携の仕組みを検討するべきである。

(所轄庁の監督能力の強化)

- 所轄庁の監督能力の向上のため、指導監督内容を統一するための基準の策定やブロック単位での研修を実施することを検討するべきである。

(全国の法人を把握する仕組み)

- 所轄庁だけでなく、国において全国の社会福祉法人の現況を把握する仕組みを構築するべきである。

エ 第三者評価の受審促進

(受審促進の方策)

- 第三者評価の受審促進のため、所轄庁に提出する事業計画書に受審の有無の記載をさせるなど、法人の自主的な判断によって、多くの法人で第三者評価の受審が進むよう具体的な方策を検討するべきである。
- また、第三者評価の受審結果については、利用者等が見られるよう、事業所の玄関に掲示することや、各法人の受審状況を都道府県単位で一覧できる仕組みを検討するべきである。

(評価機関の能力向上)

- 評価機関や調査者による評価のバラつきを是正するため、評価機関の指導をする都道府県推進組織の能力向上や、研修実施やマニュアルの徹底により、評価機関の共通基盤を作っていくことを検討するべきである。
- 評価機関の評価実績や所属する評価調査者の情報公表を促進するなどの環境整備を進め、受審を希望する法人が全国のどの評価機関も自由に選べるよう、運用の見直しを検討するべきである。

(第三者評価以外の評価方法の活用)

- I S Oや地域で社会福祉法人の取組を評価する仕組みなど、多様な評価方法について、福祉サービスの質を担保する方法として広義の第三者評価の枠組みと捉え、活用していくことを検討するべきである。

おわりに

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」は、平成 25 年 9 月 27 日を第 1 回として、12 回にわたり議論を重ねてきた。

前半は、「社会福祉法人の現状」、「社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」」、「社会福祉法人のガバナンス」、「社会福祉法人の大規模化・協働化等」、「社会福祉法人の適正な運営の確保」といった社会福祉法人を取り巻く課題を一巡する議論を行い、加えて、平成 25 年に大きな関心が寄せられた社会福祉法人と株式会社等の「イコールフッティング」、「福祉人材の確保」についても議論を行った。

後半は、前半で行った議論について、4 回にわたり 20 団体からヒアリングを行った。

各回の議論は、シンポジウムさながらの自由な議論がなされ、行政設置の会議とは思えない活発な検討会となった。これは、各構員いづれの視点・立場においても、現在の社会福祉法人を改善・強化していく必要があるという強い認識の表れであろう。

冒頭「はじめに」のとおり、社会福祉法人は今厳しい意見にさらされている。しかし、この検討会において整理した課題を乗り越えることによって、社会福祉法人への信頼が高まり、増大していく福祉ニーズだけでなく、個性豊かな地域社会を作り、地域再生の中心として、一層貢献できる主体になっていくことができると確信している。

この報告書を踏まえ、厚生労働省において、社会福祉法人制度の見直しが全力で進められることを願ってやまない。

参考

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」構成員名簿

浦野 正男	うらの まさお	社会福祉法人中心会理事長
雄谷 良成	おおや りょうせい	社会福祉法人佛子園理事長
高橋 利一	たかはし としかず	社会福祉法人至誠学舎立川理事長
田島 誠一	たじま せいいち	日本福祉大学福祉経営学部招聘教授
座長 田中 滋	たなか しげる	慶應義塾大学名誉教授
千葉 正展	ちば まさのぶ	独立行政法人福祉医療機構経営サポートセンター リサーチグループリーダー
対馬 徳昭	つしま のりあき	つしま医療福祉グループ代表
西元 幸雄	にしもと ゆきお	社会福祉法人青山里会常務理事
藤井 賢一郎	ふじい けんいちろう	上智大学総合人間科学部准教授
松原 由美	まつばら ゆみ	株式会社明治安田生活福祉研究所福祉社会研究部主席研究員
松山 幸弘	まつやま ゆきひろ	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所研究主幹
宮田 裕司	みやた ひろし	社会福祉法人堺暁福祉会理事
森 貞述	もり さだのり	元高浜市長

(五十音順・敬称略)

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」開催経過

日時	回数	議事内容等
平成 25 年 9月 27 日	第 1 回	○今後の社会福祉法人の在り方について (フリーディスカッション)
10月 28 日	第 2 回	○社会福祉法人が地域から期待される「更なる取組」について
11月 18 日	第 3 回	○社会福祉法人のガバナンスについて (法人の組織の 在り方、透明性の確保について)
12月 16 日	第 4 回	○社会福祉法人の大規模化・協働化等について
平成 26 年 1月 20 日	第 5 回	○社会福祉法人の適正な運営の確保について
2月 20 日	第 6 回	○イコールフッティングについて ○福祉人材の確保について
3月 17 日	第 7 回	○関係団体からのヒアリング①
3月 24 日	第 8 回	○関係団体からのヒアリング②
4月 11 日	第 9 回	○関係団体からのヒアリング③
4月 21 日	第 10 回	○関係団体からのヒアリング④
5月 19 日	第 11 回	○とりまとめに向けた議論について
6月 16 日	第 12 回	○報告書案について

「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」ヒアリング実施団体

第7回（平成26年3月17日）

- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国救護施設協議会
- 一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会
- 社会福祉法人 日本点字図書館
- 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

第8回（平成26年3月24日）

- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会就労センター協議会
- 社会福祉法人 日本保育協会
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
- 公益社団法人 全国私立保育園連盟

第9回（平成26年4月11日）

- 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
- 特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
- 一般社団法人 全国児童発達支援協議会
- 社会福祉法人 日本ライトハウス

第10回（平成26年4月21日）

- 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
- 社会福祉法人 全国盲ろう者協会
- 特定非営利活動法人 全国地域生活支援ネットワーク
- 社会福祉法人 全国手話研修センター
- 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

規制改革実施計画

平成 26 年 6 月 24 日
閣 議 決 定

規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であり、内閣の最重要課題の一つである。

この課題に強力かつ着実に取り組むべく、規制改革を総合的に調査審議するため、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を平成 25 年 1 月に設置した。

規制改革会議においては、昨年 6 月に「規制改革に関する答申」を行ったが、その後引き続き成長戦略及び国民の選択肢拡大につながる規制改革を中心に検討が行われ、平成 26 年 6 月 13 日に「規制改革に関する第 2 次答申」が内閣総理大臣に提出された。

当該答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1 本計画の目的

本計画は、潜在需要を顕在化させることによる経済活動の支援、日本経済の再生に資する各種規制の見直しを行い、経済社会の構造改革を進めることを目的とする。

2 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、「規制改革に関する第 2 次答申」（平成 26 年 6 月 13 日規制改革会議）により示された規制改革事項等について、それぞれ期限を切って取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

②介護・保育事業等における経営管理の強化とイコールフッティング確立

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
2	財務諸表の情報開示	厚生労働省は、社会福祉法人の財務諸表の公表において、標準的形式を提示し、各法人が原則としてホームページ上で開示を行うように指導する。	措置済み	厚生労働省
3		厚生労働省は、全国の社会福祉法人の財務諸表を集約し、一覧性及び検索性をもたせた電子開示システムを構築する。	平成26年度検討・結論、結論を得次第、予算措置の上システム構築を開始	厚生労働省
4	補助金等の情報開示	厚生労働省は、社会福祉法人が受けている補助金や社会貢献活動に係る支出額等の状況が利用者や国民に分かるよう、標準的形式を提示し、各法人にその開示を義務付ける。	平成26年度措置	厚生労働省
5		厚生労働省は、全国の社会福祉法人が国や地方自治体から受けている補助金等の状況を一元的に把握し、国民に分かりやすく開示する。	電子開示システムの構築に合わせて措置	厚生労働省
6		厚生労働省は、地方公共団体が独自に実施している助成・補助制度において、経営主体による差異を設けないよう、地方公共団体に要請する。	平成27年度措置	厚生労働省
7	役員報酬等の開示	厚生労働省は、社会福祉法人の役員に対する報酬や退職金などについて、その算定方法の方針や役員区分ごとの報酬等の総額(役員報酬以外の職員としての給与等も含む)の開示を義務付ける。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省
8	内部留保の明確化	厚生労働省は、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促す。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省
9		厚生労働省は、社会福祉法人に対して、明確な事業計画に基づく目的別の積立(退職給与引当金や修繕積立金等の別途積立金の活用)を行うことを指導する。	平成26年度措置	厚生労働省
10	調達の公正性・妥当性の確保	厚生労働省は、社会福祉法人とその役員の親族や特別の利害関係を有する者との取引について、取引相手及び取引内容を開示する等、調達の公正性や妥当性を担保する仕組みを構築する。	平成27年度決算から措置	厚生労働省

11	経営管理体制の強化	厚生労働省は、社会福祉法人の内部管理を強化するため、理事会や評議員会、役員等の役割や権限、責任の範囲等を明確に定める。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省
12		厚生労働省は、社会福祉法人のサービスに対して質の高い実効性ある評価を行うため、第三者評価のガイドラインの見直しを行うとともに、介護・保育分野について第三者評価受審率の数値目標を定める。	(第三者評価のガイドライン) 平成26年度措置 (介護事業者の第三者評価の受審率の数値目標) 平成27年度措置 (保育所の第三者評価の受審率の数値目標) 子ども・子育て支援新制度の施行までに措置	厚生労働省
13		厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して外部機関による会計監査を義務付ける。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省
14	所轄庁による指導・監督の強化	厚生労働省は、所轄庁における指導・監督を強化するため、監査のガイドラインや監査人材の育成プログラムを策定することとし、その工程表を策定する。	平成26年度検討・結論、平成27年度措置	厚生労働省
15		厚生労働省は、経営の悪化した社会福祉法人に対して、所轄庁が措置命令等の行政処分に先駆けて助言や勧告を行える措置を講じる。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省
16	多様な経営主体によるサービスの提供	厚生労働省は、特別養護老人ホームについて、在宅生活が困難でより入所の必要性の高い中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能への重点化を徹底し、あわせて、低所得者の支援を中心とした公的性を強める。	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行日(平成27年4月1日)に合わせて措置	厚生労働省
17		厚生労働省は、利用者の様々なニーズに応じた多様なサービスが提供されるよう、各市町村が要介護者等の実態を踏まえて介護サービスの需要を的確に把握し、有料老人ホーム等の特定施設も含めて、地域の実情に即して適切なサービス量を見込むよう、地方公共団体に通知する。	平成26年度措置	厚生労働省

18	福祉施設における指定管理者制度等の運用の改善	厚生労働省は、業務委託や指定管理者制度などの公募要件に理由もなく株式会社を除外しないよう地方公共団体に対して通知する。	平成26年度上期措置	厚生労働省
19	社会貢献活動の義務化	厚生労働省は、すべての社会福祉法人に対して、社会貢献活動(生計困難者に対する無料・低額の福祉サービスの提供、生活保護世帯の子どもへの教育支援、高齢者の生活支援、人材育成事業など)の実施を義務付ける。 そのために、社会貢献活動の定義の明確化や会計区分の整備、社会貢献活動への拠出制度の創設などの検討を行う。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省
20		厚生労働省は、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対して、法令等での義務付けに先駆けて社会貢献活動の実施を要請する。	平成26年度措置	厚生労働省
21		厚生労働省は、社会貢献活動を行わない社会福祉法人に対し、零細小規模な法人には配慮しつつ、所轄庁が必要な措置を探るべき旨を命ずるほか、業務の全部若しくは一部の停止や役員の解職の勧告、さらには解散を命ぜることができることを明確化する。	平成26年度に結論を得て、所要の制度的な措置を講じる	厚生労働省

「日本再興戦略」改訂 2014 －未来への挑戦－

(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定・抜粋)

第二 3つのアクションプラン

二. 戰略市場創造プラン

テーマ 1 : 国民の「健康寿命」の延伸

(3) 新たに講すべき具体的な施策

i) 効率的で質の高いサービス提供体制の確立

①医療・介護等を一体的に提供する非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）の創設

地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携の推進等に向けた制度改革を進め、医療、介護サービスの効率化・高度化を図り、地域包括ケアを実現する。

このため、医療法人制度においてその社員に法人がなることができるることを明確化した上で、複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会を通じて統括し、一体的な経営を可能とする「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称）」を創設する。

その制度設計に当たっては、産業競争力会議医療・介護等分科会中間整理（平成 25 年 12 月 26 日）の趣旨に照らし、当該非営利ホールディングカンパニー型法人（仮称）への多様な非営利法人の参画（自治体、独立行政法人、国立大学法人等を含む）、意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと地域包括ケアを担う医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制の緩和を含む措置について検討を進め、年内に結論を得るとともに、制度上の措置を来年中に講ずることを目指す。

（略）

法人税の改革について

(平成 26 年 6 月 27 日税制調査会・抜粋)

2. 具体的な改革事項

(7) 公益法人課税等の見直し

② 改革の方向性

公共的とされているサービスの提供主体が多様化し、経営形態のみによって公益事業を定義することが適當ではなくなっている。こうした市場の変化を踏まえ、公益法人等や協同組合等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要がある。特に介護事業のように民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していく必要がある。

こうした観点から、公益法人等の成り立ちや果たしている役割も踏まえながら、公益法人等の範囲や収益事業の範囲を見直すべきである。特に収益事業の範疇であっても、特定の事業者が行う場合に非課税とされている事業で、民間と競合しているもの（例えば社会福祉法人が実施する介護事業）については、その取扱いについて見直しが必要である。また、収益事業の規定方法については、従来から、現行の限定列挙方式ではなく、対価を得て行う事業は原則課税とし、一定の要件に該当する事業を非課税とすべきとの指摘があり、このような方向での見直しも検討すべきである。

設立に認可を要する法人に関する行政評価・監視結果に基づく勧告

(平成 26 年 6 月 総務省行政評価局)

抜粋

3 社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等の見直し

社会福祉法人の設立の認可の審査基準等における役員の定数について、社会福祉法の規定とは異なる定数が定められている状況がみられた。

厚生労働省は、社会福祉法人の設立の認可に係る審査基準等において定められている役員の定数について、現行のものを、必要性、合理性の観点から改めて検討し、整理した考え方を示すなどの措置を講ずる必要がある。

4 医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出及びディスクロージャーの徹底

厚生労働省は、医療法人及び社会福祉法人における財務諸表等の届出やディスクロージャーの徹底による健全かつ安定的で透明性の高い運営の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 医療法人及び社会福祉法人に対し、財務諸表等の届出について、届出期限、添付書類及び届出書類の記載事項に関し関係法令等を遵守して行うよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。また、所轄庁に対し、届出内容の点検を的確に行うよう指導すること。
- ② 医療法人及び社会福祉法人に対し、関係法令に定めるディスクロージャーを徹底するよう、所轄庁を通じて改めて指導すること。

5 設立認可法人の監事と所轄庁との連携の強化

厚生労働省は、医療法人及び社会福祉法人の監事との連携により、所轄庁の指導監督の効果を上げる観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ② 所轄庁に対し、社会福祉法人に実際に指摘した事項について、当該法人の監事との問題認識の共有に努めるよう指導・助言すること。また、都道府県における監事監査に係る手引書等の作成や研修の開催等の事例を踏まえ、所轄庁に対し、社会福祉法人の監事との連携の強化に役立つ情報を提供すること。

さらに、厚生労働省は、社会福祉法人における外部監査の活用について今後も指導を行う場合には、外部監査の活用についての認識の共有を図る観点から、社会福祉法人に対し、所轄庁を通じて、「社会福祉法人審査基準」の周知と、これまでの活用実績を踏まえて、契約の際に定めるべき監査の目的や範囲など実際に外部監査を活用しようとする場合に必要な情報の提供を行う必要がある。

社会保障審議会福祉部会意見書

(社会福祉法人制度の見直しについて)

(平成 16 年 12 月)

抜粋

2 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度見直しの方向

(i) 公費助成の在り方の見直し

○ 児童・障害等のその他の施設・事業に係る公費助成については、今回あわせて見直すべきとの指摘もあったが、高齢者関係と異なり、社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状もあり、また、公費助成の見直しの閣議決定の経緯や、更には障害者関連施策など制度自体の枠組みの変更が検討されている中で同時に結論を得ることは困難であることなどから、今回は公費助成を維持することとし、その取扱は将来の検討課題とすることが適当である。

(ii) 給付の在り方の見直し

○ なお、給付水準の見直しについては、長期加入者の給付は抑制するにしても、むしろ加入期間が比較的短い者の給付については、維持ないし改善することも含め、更に慎重な検討を行うべきであるとの意見もあった。一方で、本制度の持続可能性や介護報酬等への影響を考慮すると、思い切った給付水準の見直しが必要との意見もあった。

(4) 今後の課題

- 社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、障害者関連施策をはじめとして制度が対象としている社会福祉サービスそのものの在り方が大きく見直されつつあるとともに、退職金やその前提となる雇用慣行という面でも制度を取り巻く環境が変化しつつある。
- このため、今後も、諸データの整備・分析も行いつつ、今回の制度見直し後の運営状況や社会福祉法人制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、また、概ね 5 年を通じ財政の均衡を保つよう設定することとされている掛金負担の状況を見つつ、様々な環境変化の中で、ニーズが多様化・拡大する福祉サービスを担う人材をどのように確保していくのかといった視点とあわせて、本制度について更に見直しを行っていくことが適当と考えられる。

特別養護老人ホームの内部留保について

I 調査研究の概要

1. 内部留保に関するこれまでの主な議論について

平成23年11月22日 行政刷新会議「提言型政策仕分け」提言

- 介護職員の処遇改善については、一時的な交付金よりも、介護報酬の中で対応すべき。あわせて、事業者の内部留保がある場合にはその活用を行うべき。これに關し、事業者の内部留保のデータやそれが適切な水準であるかどうかについて、介護報酬改定前までに行政刷新会議に報告すること。



平成23年12月5日 介護給付費分科会

- 内部留保については、各自治体から提供のあった特別養護老人ホームの賃借対照表（平成22年度決算）をもとに集計したところ、特別養護老人ホーム1施設当たり平均約3.1億円であった。
 - ※ 集計施設数 1,087（全国の特別養護老人ホーム 6,126(平成21年10月時点)
 - ※ 内部留保とは、一般的には純資産の部のうち、「その他積立金」「次期繰越活動収支差額」に計上されているものを指す。



平成24年7月3日 財務省予算執行調査結果

- 内部留保については、保有状況に大きなバラツキが見られ、大規模施設の方が入所者1人当たりで比較しても多額の内部留保を保有している状況。
- 内部留保が多額の施設ほど、社福軽減の実施率が低い。
- 内部留保額上位の施設には、多額の有価証券を保有している施設があつたほか、会計処理が不適切であると見られる施設も散見された。
- 施設の規模による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行るべき。
- 施設入所者の要介護度の差による収支差・内部留保額の違い、及びその要因の分析を行るべき。
- 社会福祉法人の財務諸表等については、HPでの公表を義務付ける等により、透明性・公平性を高めるべき。

2. 内部留保調査の趣旨について

- 特養における内部留保については、一部の有識者から「特養は過大な内部留保を貯め込んでいる」などの意見があり、また、行政刷新会議からも「適切な内部留保額を示すべき」との指摘があつたところ。これらの意見や指摘を踏まえ、今回の内部留保調査では、特養等の内部留保とは何か定義を明確にするとともに、内部留保額の分析や、一つひとつの施設ごとにその内部留保の多寡を判定するなどにより、内部留保の実態の把握・分析を行うこととした。
- ただしし、これまでの内部留保の必要額やその算出方法について具体的に示している文献は見あたらなかつたため、本調査研究では過去の文献にはない新たな算式や用語、概念を設定せざるを得なかつた(※)。
(※) 発生源内部留保、実在内部留保、必要内部留保を定義。
- また、本調査研究は、データの制約、外部分析の限界などから一部に精緻さを欠いたところがある。
- 本調査研究は、こうした前提の上で行われた結果である。

3. 内部留保調査の概要について

(1) 調査時期：平成24年9月～12月

(2) 調査対象：特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の平成23年度末財務諸表

※公立及び事業開始3年以内を除く。

※療養型については、療養型病床が6割以上ものに限る。

	調査対象数	回収状況（割合）
特別養護老人ホーム	6, 104	2, 518 (41. 3%)
介護老人保健施設	1, 160	367 (31. 6%)
介護療養型医療施設	1, 056	152 (14. 4%)

(3) 調査研究体制(委員会)

委員長	田中 滋（慶應義塾大学大学院教授）
委員	荒井 耕（一橋大学大学院教授）
	五十嵐 邦彦（公認会計士）
	井上 由起子（日本社会事業大学専門職大学院准教授）
	梶川 融（太陽ASG有限責任監査法人CEO、公認会計士）
	千葉 正展（(独)福祉医療機構経営支援室経営企画課課長）
	藤井 賢一郎（上智大学総合人間科学部社会科学准教授）
事務局	明治安田生活福祉研究所

4. 内部留保の定義について

- 内部留保とは、一般的には「過去の利益の蓄積額」であるとされているが、特養の経営主体である社会福祉法人は、非常利法人であることから配当（利益処分）が認められておらず、「過去の利益の蓄積額」は赤字経営をしない限り増加する特性がある。（「過去の利益の蓄積額」は、事業活動に再投資されたとしても減少しない。）

（参考）平成23年12月公表の内部留保額＝次期繰越活動収支差額＋その他の積立金

- 今回の調査研究では、こうした特性に留意し、「今現在実際に存在している内部留保の額」を把握することとし、以下のとおり2種類の内部留保を定義することとした。

発生源 内部留保

$$= \text{次期繰越活動収支差額} + \text{その他の積立金} + \text{4号基本金} \text{ (※)}$$

- 内部留保の源泉で捉えた「貸借対照表の貸方に計上されている内部資金」

(※) 繰越活動収支差額を基本財産に組み入れたもの。

実在 内部留保

- 内部資金の蓄積額のうち、今現在、事業体内に未使用資産の状態で留保されている額（減価償却により）、蓄積した内部資金も含む。）

$$= \text{「現預金・現預金相当額」} - \text{（流動負債+退職給与引当金）}$$

II 内部留保客の分析

5. 内部留保調査の集計結果について①

(1) 特別養護老人ホームの貸借対照表(1施設当たり平均、n=1,662)

単位：千円

資産の部		負債の部	
I 流動資産	208,364	III 流動負債	37,980
1 現金預金	130,971	1 短期運営資金借入金	1,584
2 有価証券	3,929	2 未払金	21,541
3 未収金	60,916	3 施設整備等未払金	597
4 他会計区分賃付金	5,670	4 他会計区分借入金	4,221
5 会計区分外賃付金	226	5 会計区分外借入金	532
6 その他の流動資産	6,650	6 引当金	2,752
		7 その他の流动負債	6,753
II 固定資産	769,911	IV 固定負債	175,807
1 基本財産	638,322	1 設備資金借入金	152,724
うち建物	511,114	2 長期運営資金借入金	6,023
2 その他の固定資産	131,589	3 他会計区分長期借入金	2,179
うち投資有価証券	6,635	4 退職給与引当金	11,535
うち他会計区分長期貸付金	3,783	5 修繕引当金	410
うち移行時特別積立金	6,156	6 人件費引当金	106
うち移行時減価償却特別積立預金	1,879	7 その他の引当金	695
うちその他の積立預金	45,900	8 その他の固定負債	2,135
		9 負債の部合計	213,788
		純資産の部	
IV 純資産		764,488	
1 基本金		147,637	
2 国庫補助金等特別積立金		3,053	
3 その他の積立金		306,173	
4 次期繰越活動収支差額		250,789	
		純資産の部合計	764,488
資産の部合計	978,275	負債及び純資産の部合計	978,275

- (a)
- (b)

実在内部留保 = (a) - (b)

発生源内部留保

5. 内部留保調査の集計結果について②

(2) 特別養護老人ホーム等の内部留保額

- 上記の定義に従つて内部留保額を集計したところ、特養1施設当たり平均の発生源内部留保額は約3.1億円、特養1施設当たり平均の実在内部留保額は約1.6億円であった。

単位：千円

内部留保の別	単位	特養 1662施設	老健 198施設	(参考) 療養型 77施設
発生源 内部留保	1施設当たり平均	313,730	336,321	654,844
	1床当たり平均	3,810	3,453	4,225
実在 内部留保	1施設当たり平均	155,635	87,465	53,181
	1床当たり平均	1,911	866	217

※施設数は、回収した調査票のうち、発生源内部留保額と実在内部留保額が正確に把握できた施設の数である。

【参考】平成23年12月公表の内部留保額：特養1施設当たり平均 307,821千円

(3) 分析の結果

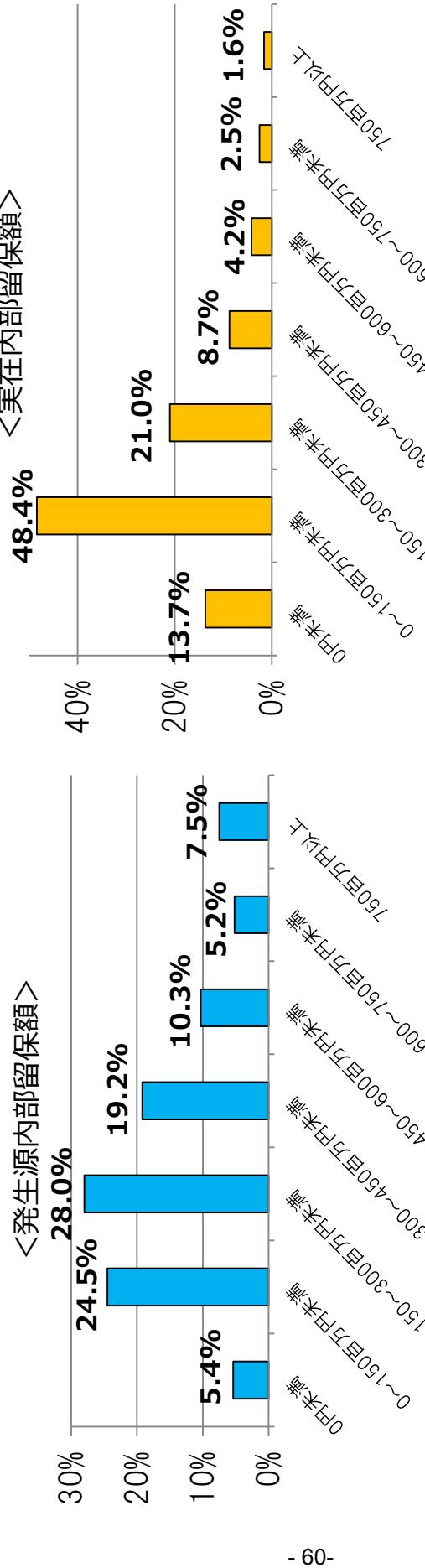
このほか、主な調査項目についてクロス集計を行い、内部留保との関連性を分析した。
(調査項目)

- ①定員規模別、②経過年数別、③収支差率別、④地域区分別、⑤施設類型別、
- ⑥平均要介護度別、⑦人件費率別、⑧社福軽減の実施状況別、
- ⑨財務諸表の公表状況別 等

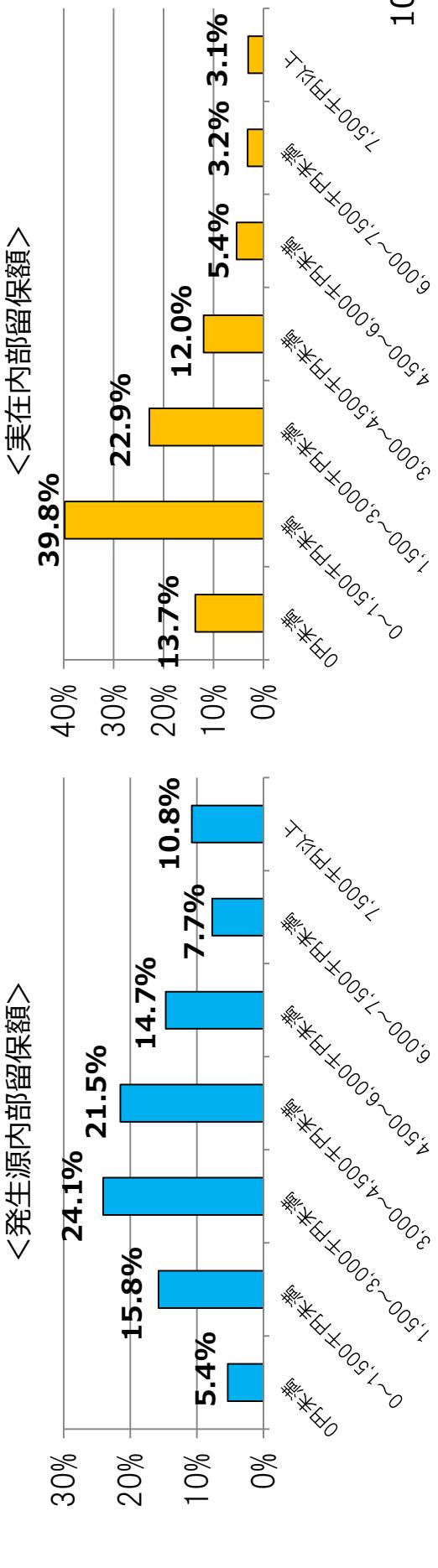
5. 内部留保調査の集計結果について ③

- 特養1施設・1床当たりの内部留保額については、平均を大きく上回る施設が一部存在する一方で、平均以下の施設も多く見られるなど、施設ごとにバラツキがある。

(4) 特養1施設当たり内部留保額の分布 (n=1,662)



(5) 特養1床当たり内部留保額の分布 (n=1,662)



6. 内部留保の分析結果①（定員規模別）

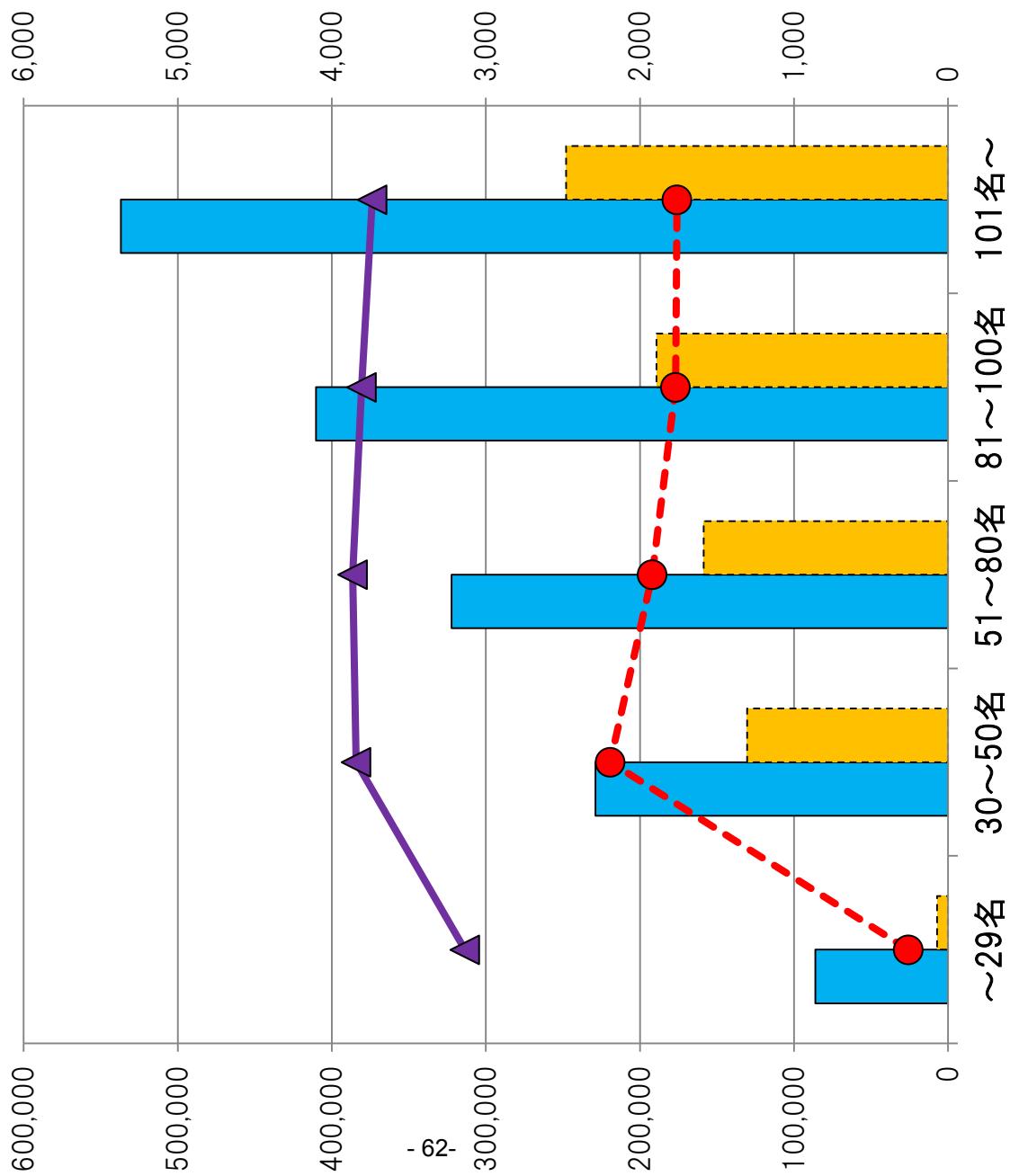
- 定員規模が大きい施設ほど、1施設当たりの発生源内部留保額・実在内部留保額は、大きくなっている。なお、1床当たりの内部留保額との関係は見られなかった。
- また、定員規模が大きい施設ほど、経過年数が長く、収支差率が大きい傾向が見られるが、収支差率については、統計上有意な差はない。

<特別養護老人ホーム>		総 計 (n=1,662)	~29名 (n=63)	30~50名 (n=549)	51~80名 (n=664)	81~100名 (n=244)	100名超 (n=142)	※ R=0.25
経過年数(年)		17.0	5.7	16.2	16.9	18.7	23.6	
収支差率(%)		4.6	1.0	3.9	4.9	5.8	6.0	
人件費率(人件費+委託費比率)(%)		64.4	65.5	65.2	64.2	63.7	63.1	
1施設当たり発生源内部留保(千円)		313,730	86,225	228,854	322,312	410,239	536,856	※ R=0.34
1施設当たり実在内部留保(千円)		155,635	7,097	130,333	158,572	189,251	247,859	※ R=0.20
1床当たり発生源内部留保(千円)		3,810	3,135	3,841	3,864	3,806	3,737	
1床当たり実在内部留保(千円)		1,911	258	2,192	1,920	1,769	1,760	

(※)は、Kruskal-Wallis検定に基づき有意な差があり、かつ相関が見られた項目。次頁以降、同じ。
(n)については、分析項目のデータ(横欄)を正確に把握できた施設の数であり、次頁以降、分析結果ごとに数値が異なる場合がある。)

参考：定員規模別の内部留保額

特養1施設当たり内部留保額(千円)



6. 内部留保の分析結果 ②（経過年数別）

- 開設後経過年数が長い施設ほど、1施設当たりの発生源内部留保額・実在内部留保額は、大きい傾向が見られるが、統計上有意な差はないかった。なお、1床当たりの内部留保額との関係は見られなかつた。

- また、開設後経過年数が長い施設ほど、定員規模が大きくなつてゐる。

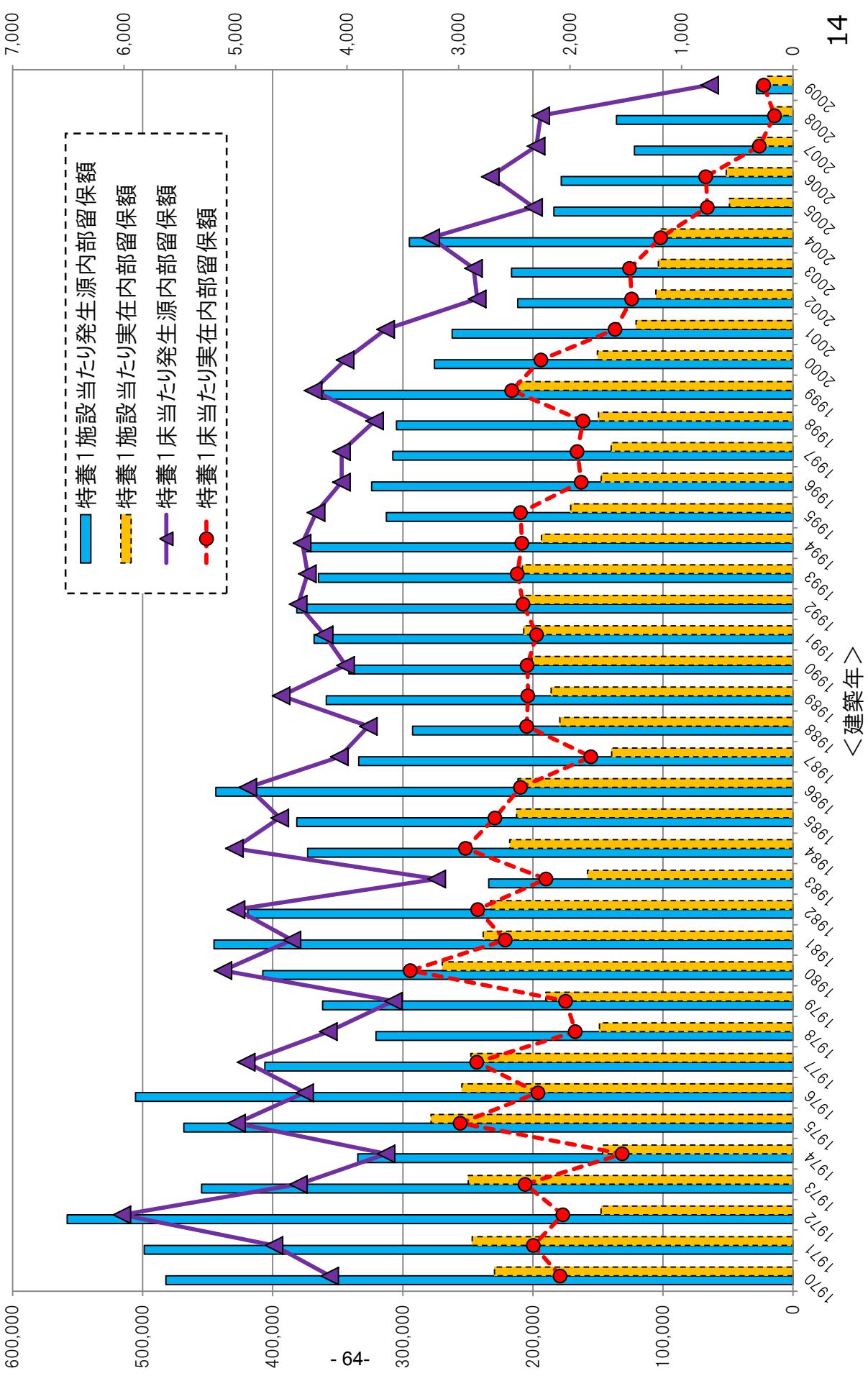
※
R=0.21

<特別養護老人ホーム >	総 計 (n=1,599)	~5 年未満 (n=135)	5~10 年未満 (n=296)	10~15 年未満 (n=302)	15~20 年未満 (n=309)	20~25 年未満 (n=182)	25~30 年未満 (n=148)	30~35 年未満 (n=127)	35~40 年未満 (n=74)	40年 以上 (n=26)
定員(人)	68.5	55.7	66.7	65.8	66.1	70.5	69.9	76.5	88.1	98.7
収支差率(%)	4.6	3.1	5.7	4.8	4.2	4.0	3.8	5.9	5.1	5.8
1施設当たり 発生源内部留保(千円)	308,558	101,521	219,589	306,035	348,003	340,902	381,928	397,729	457,458	453,570
1施設当たり 実在内部留保(千円)	154,915	22,010	82,703	156,781	182,586	184,810	209,744	226,021	222,808	254,656
1床当たり 発生源内部留保(千 円)	3,790	1,875	2,805	3,964	4,291	4,153	4,607	4,493	4,571	4,098
1床当たり 実在内部留保(千円)	1,921	246	1,130	2,053	2,322	2,270	2,642	2,642	2,277	2,342

参考：建築年別の内部留保額

特養1施設当たり内部留保額(千円)

特養1床当たり内部留保額(千円)



6. 内部留保の分析結果 ③（収支差率別）

- 収支差率が大きい施設ほど、1施設・1床当たりの発生源内部留保額・実在内部留保額は大きくなる傾向が見られるが、統計上有意な差はないかった。
- また、収支差率が大きい施設ほど人件費率が低い傾向も見られるが、統計上有意な差はないかった。

<特別養護老人ホーム>	総 計 (n=1,558)	~▲5% 未満 (n=137)	▲5~0% 未満 (n=224)	0~5% 未満 (n=416)	5~10% 未満 (n=420)	10~ 15%未満 (n=249)	15~ 20%未満 (n=75)	20%以上 (n=37)
- 65 -								
定員(人)	69.1	58.2	67.3	69.8	70.7	72.6	70.6	67.7
経過年数(年)	17.0	16.8	17.2	16.9	17.2	17.0	17.2	15.2
人件費率(人件費+委託費比率)(%)	64.5	73.5	68.8	66.1	62.8	59.8	57.2	51.3
1施設当たり発生源内部留保(千円)	311,265	190,338	247,090	281,479	332,050	385,583	416,608	532,810
1施設当たり実在内部留保(千円)	153,611	52,564	102,145	123,859	172,882	214,112	269,712	312,603
1床当たり発生源内部留保(千円)	3,784	2,614	3,207	3,369	3,912	4,614	4,872	7,050
1床当たり実在内部留保(千円)	1,897	745	1,339	1,503	2,082	2,642	3,149	4,303

6. 内部留保の分析結果④（地域区分別）

- 発生源内部留保額・実在内部留保額とともに、地域区分との関係は見られなかつた。
- 一方、収支差率については、特別区の施設が他と比べて低く、また、特別区の施設ほど、人件費率が高い傾向が見られるが、統計上有意な差はない。

※ R=0.21

<特別養護老人ホーム>	総 計 (n=1,662)	特別区 (n=58)	特甲地 (n=171)	甲地 (n=49)	乙地 (n=218)	その他 (n=1,166)
定員(人)	69.5	77.5	85.8	71.8	73.3	65.9
経過年数(年)	17.0	14.6	14.4	15.7	17.2	17.5
収支差率(%)	4.6	1.9	4.5	4.9	5.2	4.7
人件費率(人件費+委託費比率)(%)	64.4	68.1	64.7	64.1	64.4	64.2
1施設当たり発生源内部留保(千円)	313,730	294,260	320,531	308,252	313,823	313,915
1施設当たり実在内部留保(千円)	155,635	165,502	153,978	174,872	166,190	152,605
1床当たり発生源内部留保(千円)	3,810	3,595	3,284	3,848	3,651	3,926
1床当たり実在内部留保(千円)	1,911	2,015	1,534	2,274	1,909	1,946

6. 内部留保の分析結果 ⑤（施設類型別）

- ユニット型施設は、従来型施設と比べ、1施設・1床当たりの実在内部留保額が小さくなっている。要因としては、ユニット型施設の経過年数が、従来型施設と比べて短いことが考えられる。発生源内部留保額については、ユニット型施設が従来型施設に比して小さくなる傾向が見られるが、統計上有意な差はないかった。
- 金利負担分を含めない事業活動収支差率で見ると、ユニット型施設の利益率は従来型施設よりも高い傾向が見られるが、金利負担分を含めた収支差率については、施設類型による差異は特段見られなかつた。

<特別養護老人ホーム>		総 計 (n=1,662)	従来型 (n=1,052)	混合型 (n=252)	ユニット型 (n=358)
定員(人)		69.5	68.6	81.0	63.9
経過年数(年)		17.0	20.1	19.0	6.1 ※R=0.52
収支差率(%) 【=①-②】		4.6	4.4	5.7	4.5
金利負担比率(%) 【=②】		0.8	0.3	0.8	2.1
事業活動収支差率(%) 【=①】		5.3	4.7	6.1	6.4 ※R=0.48
借入金比率(%)		33.7	27.9	28.2	54.6
人件費率(人件費+委託費比率)(%)		64.4	65.1	63.1	63.3
介護職員1人当たり在所者数(人)(常勤換算)		2.1	2.3	2.0	1.7 ※R=0.28
1施設当たり発生源内部留保(千円)		313,730	334,705	410,411	184,041 ※R=0.29
1施設当たり在内部留保(千円)		155,635	192,293	148,496	52,937 ※R=0.29
1床当たり発生源内部留保(千円)		3,810	4,128	4,254	2,563 ※R=0.29
1床当たり実在内部留保(千円)		1,911	2,411	1,534	708 ※R=0.29

6. 内部留保の分析結果 ⑥（平均要介護度別）

- 平均要介護度が低い施設ほど、1施設・1床当たりの発生源内部留保額・実在内部留保額が大きい傾向が見られるが、統計上有意な差はないかった。

<特別養護老人ホーム>		総 計 (n=1,659)	3.50未満 (n=152)	3.50以上 3.75未満 (n=288)	3.75以上 4.00未満 (n=491)	4.00以上 4.25未満 (n=520)	4.25以上 (n=208)
定員(人)	69.5	76.3	74.6	71.9	66.5	59.4	-
経過年数(年)	17.0	16.0	16.5	16.5	17.9	17.3	68-
收支差率(%)	4.7	4.6	4.5	4.4	4.6	5.5	-
人件費率(人件費+委託費比率)(%)	64.4	63.9	64.1	64.4	64.8	64.4	-
1施設当たり発生源内部留保(千円)	314,007	293,711	300,473	306,911	331,913	319,561	-
1施設当たり実在内部留保(千円)	155,766	127,588	136,019	143,243	174,645	186,064	-
1床当たり発生源内部留保(千円)	3,813	3,283	3,458	3,590	4,119	4,451	-
1床当たり実在内部留保(千円)	1,912	1,384	1,525	1,727	2,199	2,556	-

6. 内部留保の分析結果⑦（人件費率別）

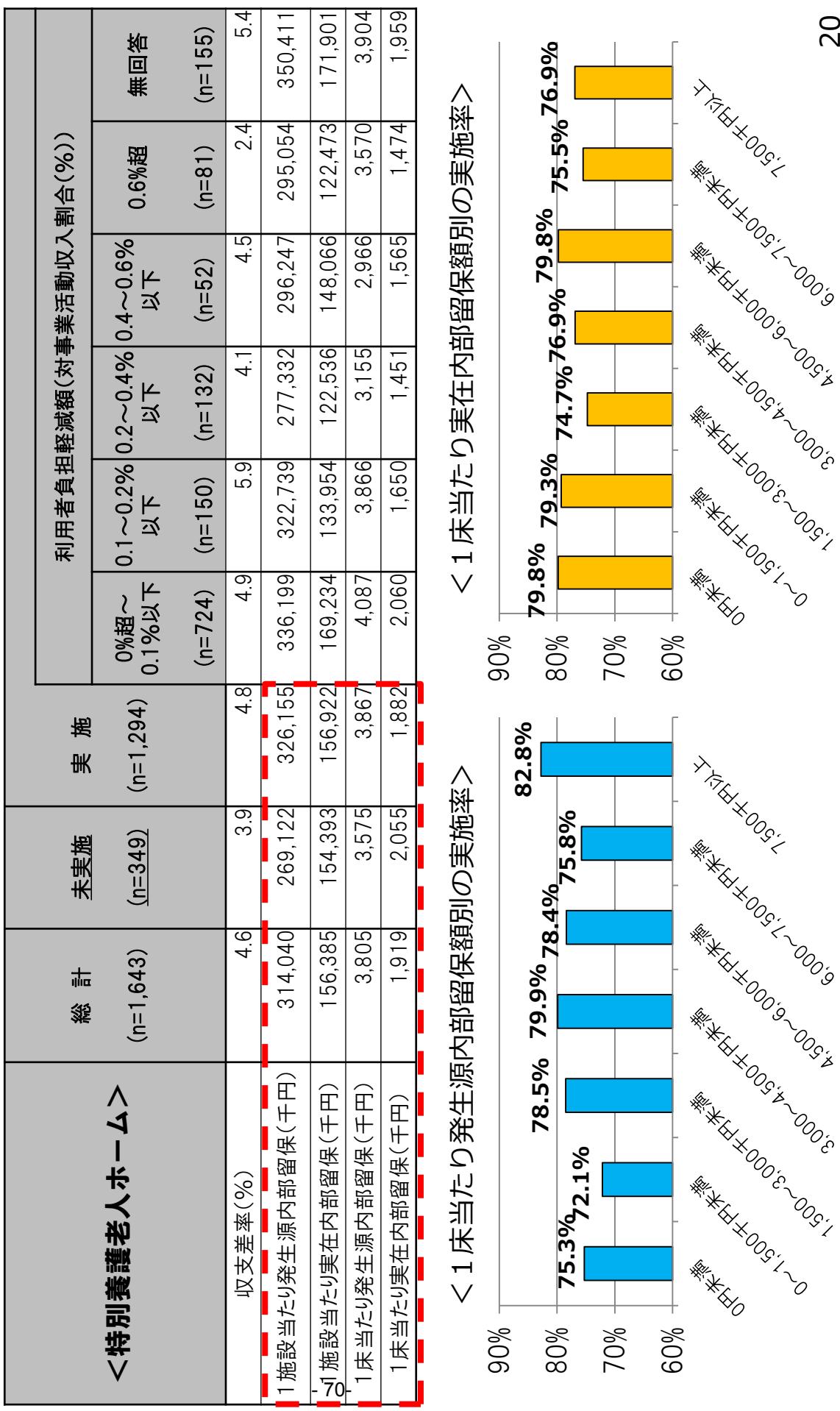
- 人件費+委託費比率が低い施設ほど、1施設・1床当たりの発生源内部留保額・実在内部留保額が大きな傾向が見られるが、統計上有意な差はないかった。
- また、人件費+委託費比率が高い施設ほど、収支差率が低い。

※ R=0.35

<特別養護老人ホーム>	総 計 (n=1,608)	50%未満 (n=23)	50%以上 60%未満 (n=373)	60%以上 70%未満 (n=923)	70%以上 80%未満 (n=258)	80%以上 (n=31)
定員(人)	69.4	69.5	72.5	69.7	66.4	51.1
- 経過年数(年)	17.0	10.7	14.4	17.5	19.6	16.9
収支差率(%)	4.6	19.9	11.0	4.3	▲ 2.6	▲ 14.0
介護職員1人当たり在所者数(人)	2.1	2.2	2.2	2.1	2.1	1.8
1施設当たり発生源内部留保(千円)	314,411	341,491	351,401	318,885	259,288	174,790
1施設当たり実在内部留保(千円)	156,653	183,394	176,952	158,371	131,564	50,238
1床当たり発生源内部留保(千円)	3,830	5,000	4,048	3,864	3,410	2,801
1床当たり実在内部留保(千円)	1,928	2,236	2,095	1,957	1,704	700

6. 内部留保の分析結果 ⑧（社福軽減の実施状況別）

- 社福軽減を実施していない施設が2割以上存在しているが、社福軽減の実施・未実施と、内部留保額の多寡との関係は特段見られなかつた。



6. 内部留保の分析結果 ⑨（財務諸表の公表状況別）

- 財務諸表の公表状況については、内部留保額の多寡との関係には特段見られなかつた。
- しかし、財務諸表の公表していない施設が、1割強も存在している。また、財務諸表を公表している施設においても、HP上に掲載している施設は、3割程度にとどまつてゐる。

		財務諸表の公表方法			
<特別養護老人ホーム>		公表している (n=1,408)	HP上に 掲載 (n=455)	事務所に おける閲覧 (n=983)	会報に 掲載 (n=562)
	総 計 (n=1,662)	4.6	4.7	4.0	4.6
収支差率(%)					4.4 ▲1.0 5.3
1施設当たり発生源内部留保(千円)	313,730	257,802	323,219	324,116	319,331 352,645 120,218 289,705
1施設当たり実在内部留保(千円)	155,635	132,670	160,412	143,168	166,860 177,126 75,593 165,919
1床当たり発生源内部留保(千円)	3,810	3,016	3,930	3,742	3,947 4,159 1,740 3,629
1床当たり実在内部留保(千円)	1,911	1,523	1,988	1,642	2,092 2,135 1,029 2,125

III 内部留保の多寡の判定

7. 内部留保多寡の判定 ①

- 今回の調査研究では検討の結果、P24のモデルを設定し、内部留保の多寡を客観的に判定。
- 一方、検討の過程では以下の意見が提出された。
 - ・ 借入金返済のための利益を出すモデルを認めていることが疑問で、借入金返済額と減価償却額のギャップは利益から出るというのは反対。
 - ・ 資金調達の方法によって必要となるくる利益が異なることはおかしいのではないか。
 - ・ 当初建築から39年後の次期建替え時に自己資金比率が上がるのはおかしい。自己資金が増えないモデルを作るべき。
- こうした意見を受けて、ギャップを賄う利益を含めないモデルも検討事項となつたが、本調査研究では扱わずに今後の課題として記すこととした。
- したがって、本調査研究のモデルはあらゆる研究がそうであるように唯一絶対のものではなく、今回得られた結果を持つて断定するものではない。
- このような不完全さは残るもの、何らかの具体的な数値を示さなければ議論は進まないため、こうした意味において一定の役割を果たす結果は得られたのではないかと考えられる。

7. 内部留保多寡の判定 ②

<今回の調査研究における判定の前提>

- 実在しない内部留保を対象に論じても意味がないことから、判定の対象は現時点で所有する未使用状態で留保されている現預金(減価償却費を含む)と定義した「実在内部留保額」。
- 判定の尺度は、厳格に捉え、各施設ごとに基本財産(施設)を維持(再生産)するうえで必要となるつくる利益のみをベースとした「必要内部留保額(減価償却費を含む)」。

- 74 -
【参考】今回の調査研究における判定の対象と尺度

1. 判定対象：「実在内部留保額」

2. 判定尺度

- : 「基本財産を維持する上で必要となつくる利益」(=Ⓐ)をベースとした「必要内部留保額」
- $$\left. \begin{array}{l} \text{Ⓐ=}①\text{減価償却額と借入金返済額のギャップから生じるキャッシュフロー不足を賄う分(=ギャップを賄う利益)} \\ +②\text{現時点で建替えを行う場合の建設費が当初建設費を上回る分(大規模修繕を含む)を賄う分} \end{array} \right\}$$

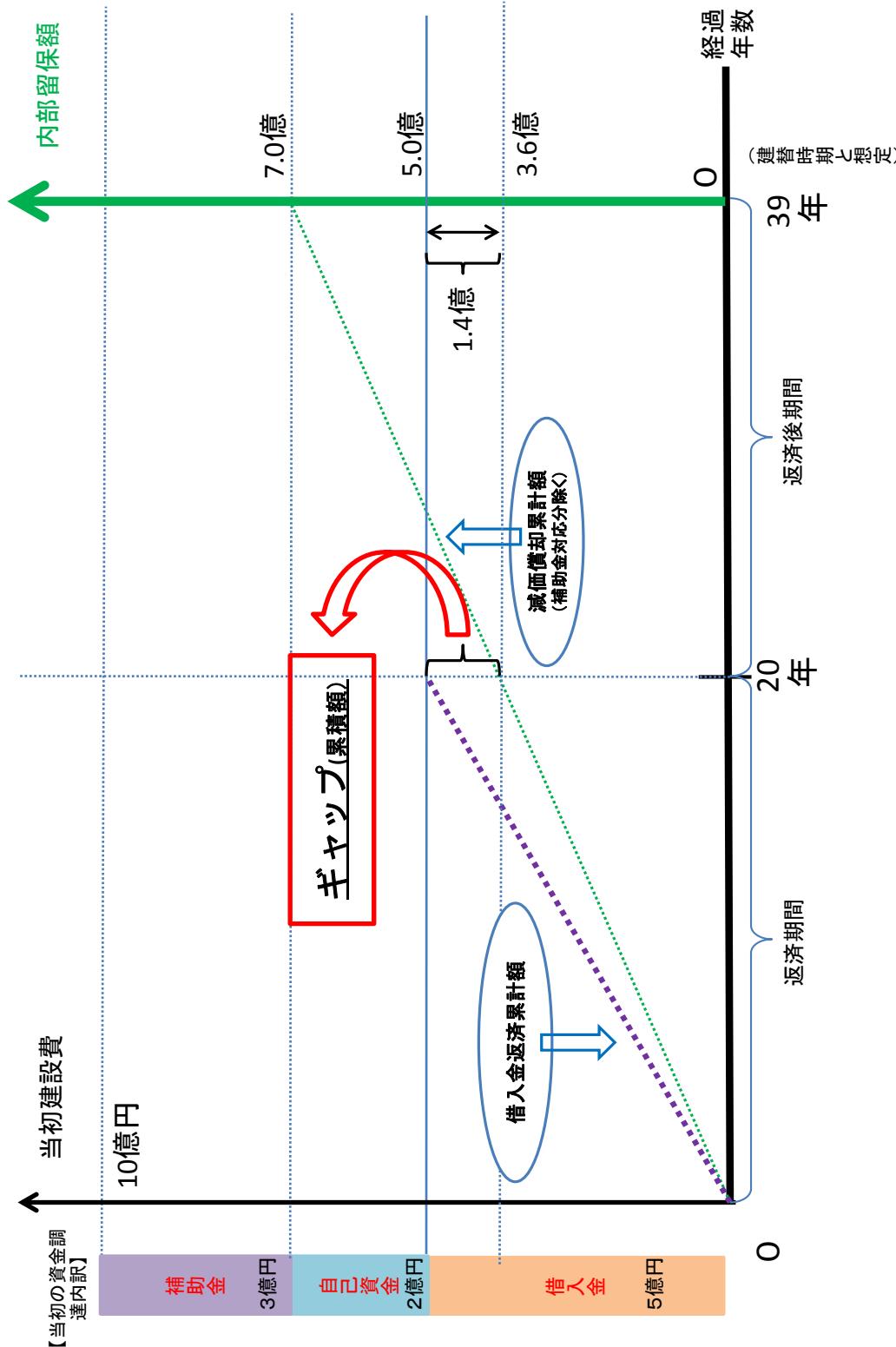
「必要内部留保額」

$$= (\text{Ⓐ} \times \text{建設後経過年数}) + \text{減価償却累計額(補助金対応分除く)} - \text{借入金返済累計額}$$

7. 内部留保多寡の判定③

- 一般的に、借入金の返済期間(20年)は、減価償却期間(39年)より短いため、減価償却費だけでは毎年の返済額が賄えない。このギャップを補うものが、借入金返済額と減価償却額のギャップを賄うための利益となる。

・「ギャップを賄う利益」の概念図



7. 内部留保多寡の判定④

○ 判定方法

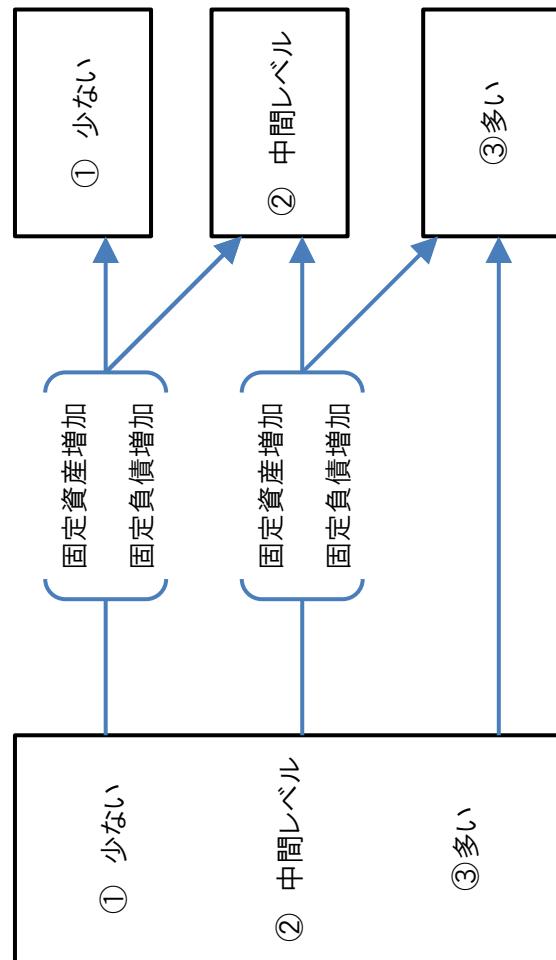
必要内部留保	>	実在内部留保	……	必要内部留保額を満たしていない
必要内部留保	=	実在内部留保	……	必要内部留保額のレベルにある
必要内部留保	<	実在内部留保	……	必要内部留保額以上に蓄積されている

必要内部留保	>	実在内部留保	……	必要内部留保額を満たしていない =①少ない =②中間レベル =③多い
必要内部留保	=	実在内部留保	……	必要内部留保額のレベルにある
必要内部留保	<	実在内部留保	……	必要内部留保額以上に蓄積されている

※ 判定に当たっては、再投資の影響を考慮。

※ 社会福祉法人によつては資金を機動的に活用して新たな事業展開を行つてゐる場合があるが、本調査研究では、1法人1施設を念頭に置き、施設間の繰入れは考慮しない。
※ 必要内部留保額については、上下2割ずつのアローワンス(0.8~1.2倍)を設定。

必要内部留保額と
実在内部留保額の比較

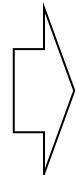


7. 内部留保多寡の判定 ⑤

○ 判定結果

- 上記のモデルにより多寡の判定を行ったところ、実在内部留保額が「多い」と判定された特養は約3割であり、「少ない」と判定された特養は約5割であった。
- 必要内部留保額に対する実在内部留保額が多い施設では「収支差率」や「平均要介護度」が高い。一方で、「収支差率」が高いことにより、「人件費+委託費比率」が相対的に低くなっている。
- 実在内部留保の多寡と「社福軽減の実施状況」との関係は見られなかつた。

判定結果	件数（割合）	収支差率	人件費 +委託費 比率	平均 要介護度	社福軽減 の実施状況
① 少ない	464施設 (52.5%)	3.5%	65.5%	3.90	78.3%
② 中間レベル	129施設 (14.6%)	5.5%	63.9%	3.93	78.9%
③ 多い	290施設 (32.8%)	6.4%	63.1%	3.98	77.9%
合 計	883施設 (100.0%)	4.8%	64.5%	3.93	78.2%



- 今回の調査研究において、現在考えられる合理的な前提をおいた試算から得られた結論である。ただし、内部留保の定義や判定尺度の前提如何により調査結果が変わることは当然であり、今回の調査結果のみをもつて、一概に内部留保の多寡を判断できるものではない。

8. 今後の課題について

- 財務諸表の公表していない施設が1割強も存在している。また、財務諸表を公表している施設においても、HP上に掲載している施設は、3割程度にとどまっている。
- また、内部留保や収支差率が赤字の施設もあるなど、施設ごとの内部留保額や収支差率のばらつきが大きい。

1. 財務諸表等の積極的な公表、ガバナンスの強化

- 特養等を安定した経営状態とした上で、社会福祉法人が地域の福祉ニーズに応じた多様な取組を進めていくことは、公益性の高い社会福祉法人に求められている役割。
- 経営能力やガバナンスの向上のためにも、財務諸表や今後の建替え等を含めた事業計画などをHPなどで積極的に公表し、社会福祉法人の財務状況や資金の用途について、透明性の向上・明確化に努めるべき。



- 78 -

- 税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が低所得者の負担軽減を行うことは、社会福祉事業の実施を任務とする社会福祉法人本来の使命であるにもかかわらず、社福軽減を実施していない施設が、2割以上存在している。

2. 社福軽減などの社会・地域貢献の積極的な実施

- 税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が低所得者の負担軽減などの社会貢献を行なうことは、社会福祉事業の実施の任務とする社会福祉法人本来の使命。
- 社会福祉法人は、社福軽減を積極的に実施して低所得者の介護保険サービスの利用促進を図るなど、社会貢献・地域貢献を行なうべき。



今後の行政改革の方針（抄）

平成 16 年 12 月 24 日
閣 議 決 定

(略)

7 公益法人制度の抜本的改革

現行の公益法人（民法第34条に基づく社団及び財団をいう。以下同じ。）の制度の抜本的改革については、行政の在り方を見直す観点からも重要なこといかんがみ、現行の主務官庁による設立許可制度を廃止し、21世紀の我が国社会経済にふさわしい透明性の高い新たな仕組みの構築を目指すなど、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、改革を着実に実施していくものとする。

このため、一般的な非営利法人制度、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み、現行公益法人の新たな制度への移行等について、その基本的枠組みを別紙3のとおり具体化し、これに基づき、更に具体的な検討を進めることとし、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指す。

公益法人制度改革の基本的枠組み

「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、公益法人制度改革の基本的枠組みを以下のとおり具体化する。

1. 改革の方向性

(1) 改革の趣旨

我が国において、個人の価値観が多様化し、社会のニーズが多岐にわたってきている中、行政部門や民間営利部門では満たすことのできない社会のニーズに対応する多様なサービスを提供し得る民間非営利部門を、社会経済システムの中に積極的に位置付けることが重要である。

また、民法制定以来100余年にわたり抜本的な見直しが行われていない現行の公益法人（民法第34条に基づく社団及び財団をいう。以下同じ。）の制度については、歴史的に大きな役割を果たしてきたものの、主務官庁の許可主義の下、法人設立が簡便でなく、公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人が存続しているなど様々な批判、指摘を受けるに至っている。

このため、こうした諸問題に適切に対処する観点から現行の公益法人制度を抜本的に見直し、広く民間非営利部門の活動の健全な発展を促進することが重要な課題となっている。

(2) 基本的な仕組み

現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設する。

また、各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設する。

2. 一般的な非営利法人制度

(1) 総則的事項

法人類型は、法人格付与の対象に応じ、社団形態と財団形態の2種類とする。

準則主義に伴う法人制度の濫用防止の観点から、株式会社制度と同様の解散命令制度・休眠法人整理の制度を設ける。

(2) 社団形態の非営利法人制度

営利を目的としない団体を設立して活動しようとする人々の自由活発な活動を促進するため、社員となろうとする者が2名以上集えば、一定額以上の財産的基盤がなくとも、法人の設立を可能とするほか、その事業について格別の制限をせず、公益活動を含めた幅広い活動ができることとする。

法人の自律的な運営を確保するため、社員総会及び理事の制度を設けるほか、定款による理事会や監事の設置を可能とする。

また、法人運営の適正化を図るため、理事の法人又は第三者に対する責任規定、社員による代表訴訟制度及び法人の財務状況の一般的な開示制度を設けることにより、株式会社制度と同程度の自律的なガバナンスを確保する。

法人の非営利性を維持しつつ、その資金調達手段や財産的基盤を確保するため、拠出金制度の選択を可能とする。

(3) 財団形態の非営利法人制度

設立者の創意に基づく財産の社会的な活用を促進するため、必要最小限の資産で、法人の設立を可能とするが、その目的及び事業に一定の制限を設けることの当否について検討する。

設立者の意思を尊重しつつ、法人の自律的な運営を確保するため、理事の業務執行を牽制、監督する新たな法定の機関（評議員会）を設けるほか、理事会及び監事を必置機関とする。また、法人運営の適正化を図るため、社団形態の非営利法人の場合と同様、理事の法人又は第三者に対する責任規定及び法人の財務状況の一般的な開示制度を設ける。

(4) その他

以上のほか、定款又は寄附行為の変更、合併、解散、清算等に関する所要の規定を設ける。

また、一定規模以上の法人については、会計監査人による監査を義務付ける方向で検討する。

なお、中間法人制度は、社団形態の非営利法人制度に包含される関係となるため、これを廃止することとし、移行に関する所要の規定を設ける。

3. 公益性を有する非営利法人を判断する仕組み

以下の方針により、公益性を有するにふさわしい規律のしっかりした非営利法人の受け皿となる仕組みを構築する観点から、具体的な制度設計を進める。

なお、特定非営利活動法人制度については、引き続き存置されるものとする。

(1) 判断主体

現在の主務官庁から中立的に判断を行うために、内閣に民間有識者からなる委

員会を設置し、当該委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断することとし、事後チェック、不服申立ての処理等を含め、業務を的確かつ迅速に遂行できるよう、必要な事務体制の整備を図るとともに、様々な活動分野における公益性を専門的見地から適切に判断できる措置を検討する。

また、一定の地域を拠点として活動する非営利法人に関しては、原則として都道府県知事において判断等を行うこととする。その際、都道府県に国に準じた機能を有する体制を整備し、国との間で公益性の判断等の取扱いについて整合を図る。

(2) 判断要件

判断要件については、現行の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。)等を踏まえつつ、法人の目的、事業及び規律の面から、できる限り裁量の余地の少ない明確なものとする。

公益性を有する非営利法人(以下(2)及び(3)において「法人」という。)の目的については、積極的に不特定多数者の利益の実現を図ることを基本とし、共益は従たる目的となる範囲内で認められる方向で検討する。

法人の事業については、公益的事業の規模は法人の事業の過半を占めること、付隨的に収益を目的として行う収益的事業の利益は原則として公益的事業のために使用されること、公益的事業が営利企業の行う活動を阻害しないことなど所要の要件を設け、具体的な公益的事業を適切に規定する方向で検討する。

法人の規律については、同一親族等が理事及び評議員に占める割合を制限すること、解散した法人の残余財産の帰属者を他の類似の公益目的の法人や国・地方公共団体等一定の範囲に限ること、将来の公益的事業の実施に必要な範囲を超えた過大な資金等が留保されないこと、株式保有等を資産運用等の場合を除き原則として禁止することなど所要の要件を設ける方向で検討する。

(3) 適正運営確保の方策

法人については、理事会及び監事を必置機関とするなど適切なガバナンスを求ることとする。

また、プライバシーの保護等に留意しつつ、法人の組織、運営等について、インターネットの活用も含め、国民一般に対する情報開示の強化を図る。開示事項については、現行の指導監督基準による業務及び財務等に関する事項のほか、公益性の判断要件に係る事項、その他役員報酬に関する事項、管理費の水準等法人の適正運営を確保する観点から開示が望ましい事項とする方向で検討する。また、判断主体においても、法人が開示している情報を集約し、インターネットも活用

しつつ、国民一般に分かりやすく開示することとする。

さらに、事業報告書等の定期的な提出、報告収集・立入検査、命令、公益性判断の取消し等必要な監督上の措置を、より明確な要件の下で判断主体が適切に講ずる方向で検討する。また、判断主体が、一定期間ごとに法人の活動実績を踏まえて公益性の有無を確認することとする。

4. その他

(1) 現行公益法人の新たな制度への移行

現行公益法人の新たな制度への移行に当たっては、公益法人が現に公益活動を継続的に行っており多くの受益者が存することに配慮しつつ、公平かつ合理的なシステムの下における円滑な移行を推進するため、十分な準備期間及び移行期間、組織変更等の簡易・円滑な転換手続を設ける等必要な措置を講ずるものとする。

その際、現行公益法人のうち、新たな判断主体により、公益性の判断要件を踏まえた一定の基準に適合すると判定されたものは、公益性を有する非営利法人に簡易な手続で移行すること、一方、当該基準に適合しないと判定されたものや公益性を有する非営利法人への移行を望まないものは、財産承継に関する条件の下、基本的に一般の非営利法人（一般的な非営利法人制度に基づく法人であって、公益性を有するとの判断を受けていないものをいう。）に移行することとする方向で、その公平かつ合理的な基準及び手続について、引き続き検討する。

なお、新たな制度への移行措置は、新たな判断主体が実施することとなるが、内閣官房、総務省及び各公益法人所管官庁においても、移行に関する方針の検討等必要な準備を進める。

(2) 今後のスケジュール等

今後、この基本的枠組みに基づき、内閣官房において、関係府省との連携の下、更に法制化に向けた具体的検討を行うとともに、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき所管省において税制上の措置に係る専門的検討を進めることとし、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指す。また、内閣官房は、総務省及び各公益法人所管官庁と連携して、新たな非営利法人制度の着実かつ円滑な施行に向けた準備作業に着手する。

公益法人制度 改革の概要

行政改革推進本部事務局



公益法人制度改革とは？

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、現行の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できる制度を創設する^{(*)1}とともに、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度を創設しました^{(*)2}。

*1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（略称：一般社団・財団法人法）

*2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（略称：公益法人認定法）

注：現行の公益法人の新制度への移行に関すること等は「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（略称：整備法）」に定められています。

目 次

●公益法人制度改革とは？	1
●公益法人制度改革の概要	2
●一般社団法人・一般財団法人とは？	3
●公益社団法人・公益財団法人とは？	4
●現行の公益法人の移行の仕組み	5
●公益社団法人・公益財団法人への移行の手続	7
●一般社団法人・一般財団法人への移行の手續	8
●公益目的支出計画の実施と行政庁（内閣総理大臣・都道府県知事）による監督	9
●現行公益法人の移行に関するQ & A	10
●参照条文	17

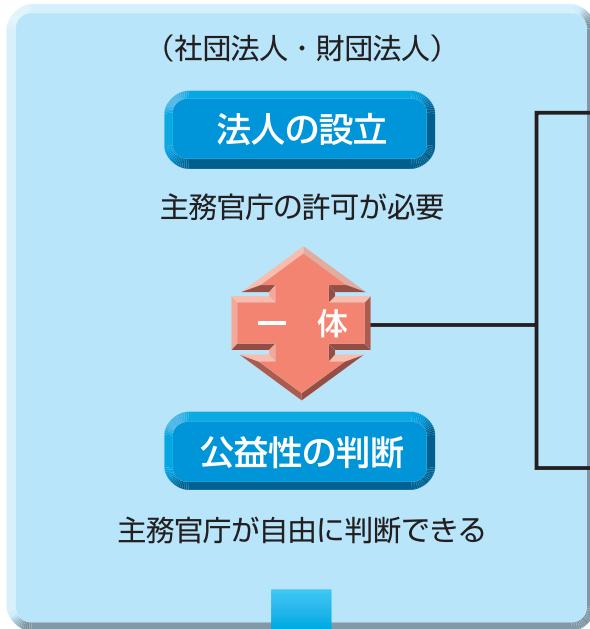




公益法人制度改革の概要

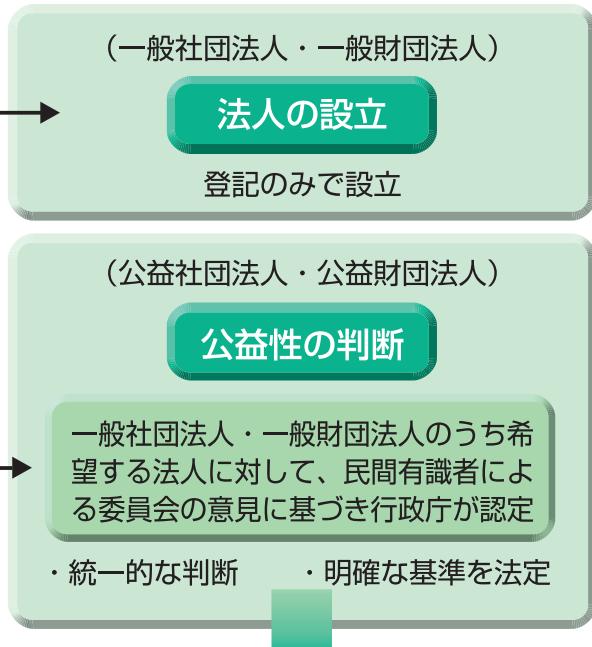
(現行公益法人制度)

◎法人設立等の主務官庁制・許可主義
(法人の設立と公益性の判断は一体)



(新制度)

◎主務官庁制・許可主義の廃止
(法人の設立と公益性の判断を分離)



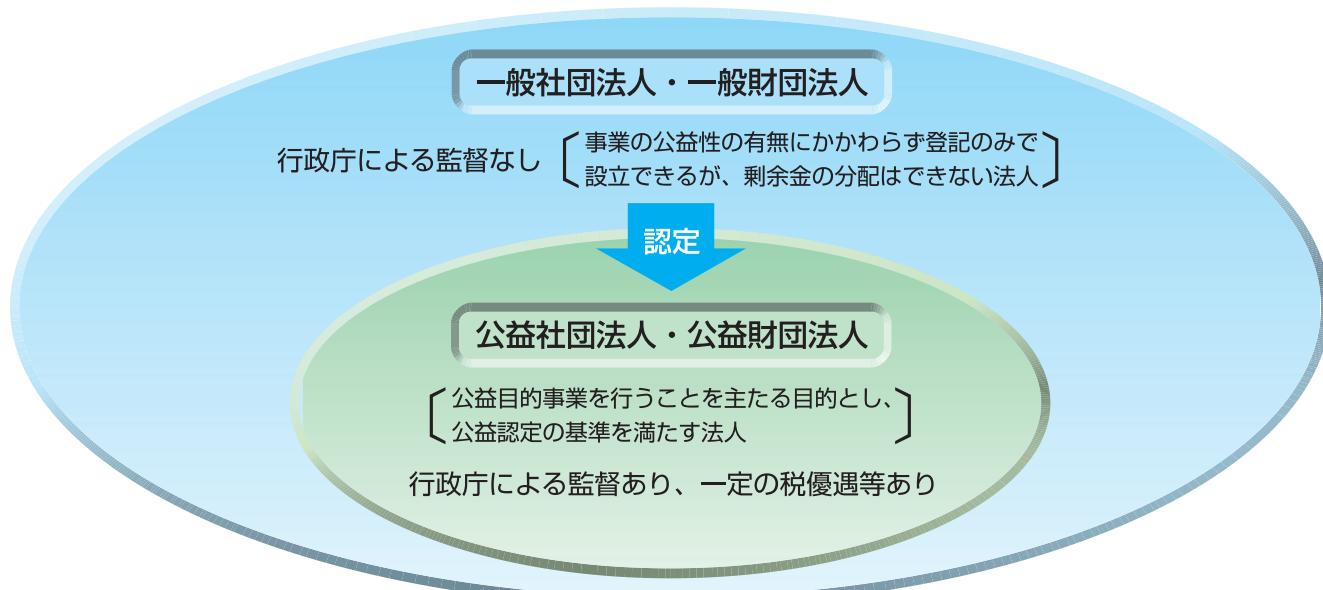
●税との関係

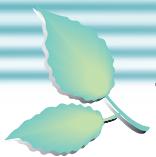
- 法人格と税の優遇が連動
- ・法人税は収益事業のみ課税
- ※更に一定の要件を満たす特定公益
増進法人については寄附金優遇

●税との関係

- 公益性を認定された法人・これに寄附する者について新法施行までに所要の税制上の措置

新制度における一般社団法人・一般財団法人と公益社団法人・公益財団法人の関係は?





一般社団法人・一般財団法人とは？

剰余金の分配を目的としない社団及び財団は、登記によって、法人格を取得できます。

☆ポイント☆

- ・事業に制限はなく、登記のみによって法人格を取得することができる。
- ・定款で、社員、設立者に剰余金、残余財産の分配を受ける権利を与えることはできない。
- ・行政庁が法人の業務・運営全体について一律に監督することはない。そのため、法人の自主的、自律的な運営が必要であり、最低限必要な各種機関の設置やガバナンスに関する事項について法律で規定。

一般社団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般社団法人」という文字を使用。
- 2 設立は社員2名以上、財産保有規制なし。
- 3 定款は設立時社員が作成、公証人の認証必要。

<機関>

4 理事（任期2年以内）は必置。理事（代表理事）は法人を代表し、業務を執行。

- 5 社員総会は必置。
- 6 理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）の設置は任意（理事会、会計監査人を置く場合は監事必置）。
- 7 社員総会は、当該法人に関する一切の事項について決議。ただし、理事会を置く場合は、法律、定款で定めた事項に限る。
- 8 理事等は、社員総会の決議によって選任。

9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。

重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。

- 10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヵ月に1回以上（定款で毎事業年度に2回以上とすることができる）、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。
- 11 会計監査人（任期1年）を置くことができる（負債200億円以上の法人（大規模法人）は必置）。
- 12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可（評議員も同じ）。

<その他>

- 13 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。
- 14 貸借対照表（大規模法人は貸借対照表及び損益計算書）の公告（インターネットも可）が必要。
- 15 一般社団法人、一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。
- 16 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。

- 17 定款で基金制度の採用が可能。
- 18 社員による役員の責任追及の訴えが可能。

一般財団法人

<設立>

- 1 名称中に「一般財団法人」という文字を使用。
- 2 設立には300万円以上の財産の拠出が必要。
- 3 定款は設立者が作成、公証人の認証必要。

<機関>

- 4 理事（任期2年以内）は必置。理事（代表理事）は法人を代表し、業務を執行。
- 5 評議員（任期4年、定款で6年まで伸長可）、評議員会、理事会、監事（任期4年、定款で2年まで短縮可）は必置。
- 6 評議員の選解任方法は、定款で定める（理事、理事会による選解任の定めは不可）。
- 7 評議員会は、法律、定款で定める事項に限り決議。
- 8 理事等は、評議員会の決議によって選任。

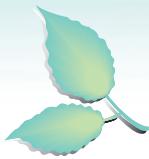
9 理事会は、業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事の選定・解職をする。

重要な財産の処分及び譲受け等の重要な業務執行の決定を各理事に委任できない。

- 10 代表理事又は業務を執行する理事は3ヵ月に1回以上（定款で毎事業年度に2回以上とすることができる）、理事会に自己の職務の執行の状況を報告。
- 11 会計監査人（任期1年）を置くことができる（負債200億円以上の法人（大規模法人）は必置）。
- 12 理事、監事、会計監査人はいずれも再任可（評議員も同じ）。

<その他>

- 13 事業年度毎の計算書類、事業報告等の作成、事務所への備置き及び閲覧等による社員、評議員及び債権者への開示が必要。
- 14 貸借対照表（大規模法人は貸借対照表及び損益計算書）の公告（インターネットも可）が必要。
- 15 一般社団法人、一般財団法人相互のほか、一般社団法人と一般財団法人との間の合併が可能。
- 16 休眠法人の整理、裁判所による解散命令の制度あり。
- 17 目的、評議員の選解任方法についての定款の変更には制限あり。
- 18 二期連続して純資産額が300万円未満となった場合は解散。



公益社団法人・公益財団法人とは？

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業^(※)を行うことを主たる目的としている法人は、申請して、公益社団法人・公益財団法人の認定を受けることができます。

(※) 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業（18ページ参照）であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの

☆認定の申請は、内閣総理大臣又は都道府県知事に対して行います。

一般社団法人・一般財団法人

申請

内閣総理大臣

- ・事務所が複数の都道府県にある
- ・複数の都道府県で公益目的事業を行う旨を定款で定めている
- ・国の事務・事業と密接な関連を有する公益目的事業であって、政令で定めるものを行っている

申請

都道府県知事

- ・左記以外の場合

☆次のような条件を満たせば、認定が受けられます。

主な認定基準

- 公益目的事業を行うことを主たる目的としているか
- 公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正費用を超えることはないか
- 公益目的事業比率が50/100以上の見込みか
- 遊休財産額が一定額を超えない見込みか
- 同一親族等が理事又は監事の1/3以下か
- 認定取消し等の場合公益目的で取得した財産の残額^(※)相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与する旨を定款で定めているか 等

(※) 公益認定以後に取得した公益目的事業のために使用・処分すべき財産のうち未だ費消し、又は譲渡していないものの額等

☆認定を受けると、このような効果が与えられます。

☆認定を受けると、守らなければならぬことがあります。

遵守事項

- 「公益社団法人」「公益財団法人」という名称を独占的に使用
- 公益法人並びにこれに対する寄附を行う個人及び法人に関する税制上の措置を受けられる（新法施行までに所要の措置）
- 公益目的事業比率は50/100以上
- 遊休財産額は一定額を超えないこと
- 寄附金等の一定の財産を公益目的事業に使用・処分
- 理事等の報酬等の支給基準を公表
- 財産目録等を備置き・閲覧、行政庁へ提出 等

監督措置

- 報告徴収
- 立入検査
- 勧告・命令
- 認定の取消し
- 報告徴収、立入検査は委員会等が実施
- 必要な措置を講ずるよう内閣総理大臣又は都道府県知事に勧告

☆認定を受けたまま解散すると・・・

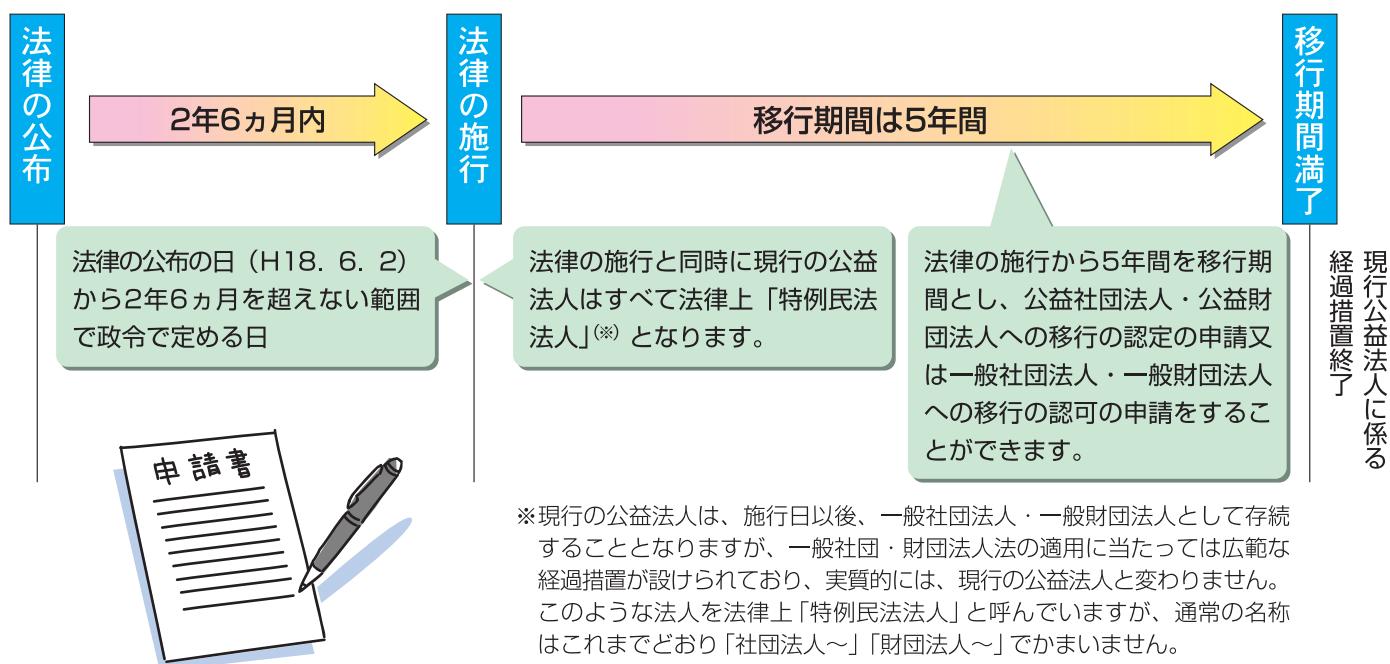
- 解散の日から1ヶ月以内に行政庁へ届出
- 残余財産は定款で定める類似の事業を目的とする他の公益法人等に帰属

☆認定を取り消されると・・・

- 定款の定めどおりに公益目的取得財産残額相当額の財産を類似の事業を目的とする他の公益法人等に贈与
- ↓
- 1ヶ月以内に贈与されないときは、同額の金銭を、国又は都道府県に贈与
- 認定取消し後は一般社団法人・一般財団法人として存続



現行の公益法人の移行の仕組み



現行の公益法人は、移行期間内に移行の申請をする必要があります。

- 現行の公益法人は、法律の施行の日から5年間の移行期間内に公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の申請（→7ページ参照）又は一般社団法人・一般財団法人への移行の認可の申請（→8ページ参照）をする必要があります。この移行の「認定」の申請と移行の「認可」の申請は、同時に重複してすることはできません。
- 申請先は、事務所の所在地や法人の事業活動区域等が、複数の都道府県にまたがる場合等には内閣総理大臣、一つの都道府県内にとどまる場合には都道府県知事となります。（整備法第47条参照）
- 新制度においては、複数の行政庁が共同して所管することはありませんので、内閣総理大臣又は都道府県知事のどちらか一方に申請することになります。

内閣総理大臣あての申請は

- 複数の都道府県に事務所を設置するもの
- 公益社団法人・公益財団法人に移行する場合にあっては、公益目的事業を複数の都道府県で行うことが明らかなもの
- 一般社団法人・一般財団法人に移行する場合にあっては、「公益目的支出計画」に記載する事業を、複数の都道府県で行うことが明らかなもの
- 一般社団法人・一般財団法人に移行する場合にあっては、「公益目的支出計画」において国・地方公共団体、類似の目的の公益的な法人に対する寄附のみを定める法人及び「公益目的支出計画」を作成する必要のない法人のうち、移行申請時の所管官庁が都道府県知事又は都道府県教育委員会でないもの
- 公益目的事業・公益目的支出計画記載事業が、国の事務・事業と密接な関連を有する事業であって、政令で定めるもの

都道府県知事あての申請は

- 上記以外の場合

移行期間中に移行しない法人は解散したものとみなされます。

- 移行期間の満了の日に、移行が認められなかった法人や移行の申請をしなかった法人は、移行期間満了の日に解散したものとみなされます。
(移行期間の満了の日において、すでに移行の申請を行っており行政庁において審査中の場合には、移行期間満了後も審査の結果が出るまでの間は特例民法法人として存続し、審査の結果、移行が認められたときは移行し、認められなかつたときに解散したものとみなされます。)
- 公益社団法人・公益財団法人への移行の申請をし、審査中に移行期間満了日をむかえた場合には、予備的に一般社団法人・一般財団法人への移行の申請を追加して行うことができます。（整備法第116条参照）

社団法人・財団法人

法律の施行の日(法律の公布(H18.6.2)から2年6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日)

特例民法法人(特例社団法人・特例財団法人)

○「特例民法法人」とは、現行の公益法人の円滑な移行の観点から設ける暫定的な取扱いであり、基本的には一般社団・財団法人法が適用されますが、広範な経過措置が設けられています。新法の施行によりただちに対応しなければならない事項はありませんが、移行するまでに、一般社団・財団法人法や公益法人認定法に適合するよう所要の準備を進めていく必要があります。

○特例民法法人は基本的には現行の公益法人と変わりません

- ・名称はこれまでどおり(「社団法人～」、「財団法人～」等)でかまいません。所管官庁の認可を受けて名称を変更することも可能ですが、移行前に「公益社団(財団)法人～」、「一般社団(財団)法人～」という名称とすることはできません。
- ・移行するまでの間は、これまでどおり所管官庁が監督をします。
- ・特例民法法人には決算公告の義務はありません。所管官庁の指導監督によるディスクロージャーを継続します。
- ・特例財団法人は純資産の総額が300万円未満でも存続することができます。
- ・ただちに定款の内容、機関、登記等を変更する必要はありませんが、新制度の法人への移行の申請をするまで(あるいは、申請をする際)に、一般社団・財団法人法に適合するよう所要の変更をする必要があります。

○一般社団・財団法人法の機関を置くことができます

- ・特例社団法人は一般社団・財団法人法上の理事会、会計監査人を置くことができます。
- ・特例財団法人は一般社団・財団法人法上の評議員、評議員会、理事会、会計監査人を置くことができます。

○次のような制度が新設されました

- ・特例社団法人は、基金を募集することができます。
- ・特例民法法人は特例民法法人とのみ合併することができます。

公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人への移行の申請

認定申請

認可申請

申請せず

【認定の基準】

- 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらの政省令の規定に適合するものであること
- 公益法人認定法における公益認定の基準に適合するものであること

【認可の基準】

- 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びその政省令に適合するものであること
- 公益目的支出計画が適正であり、かつ、計画を確実に実施すると認められるものであること

認 定

認 可

申請せず

認可されず

認定されず

公益社団法人・公益財団法人に移行

一般社団法人・一般財団法人に移行

移行期間の満了

解 散

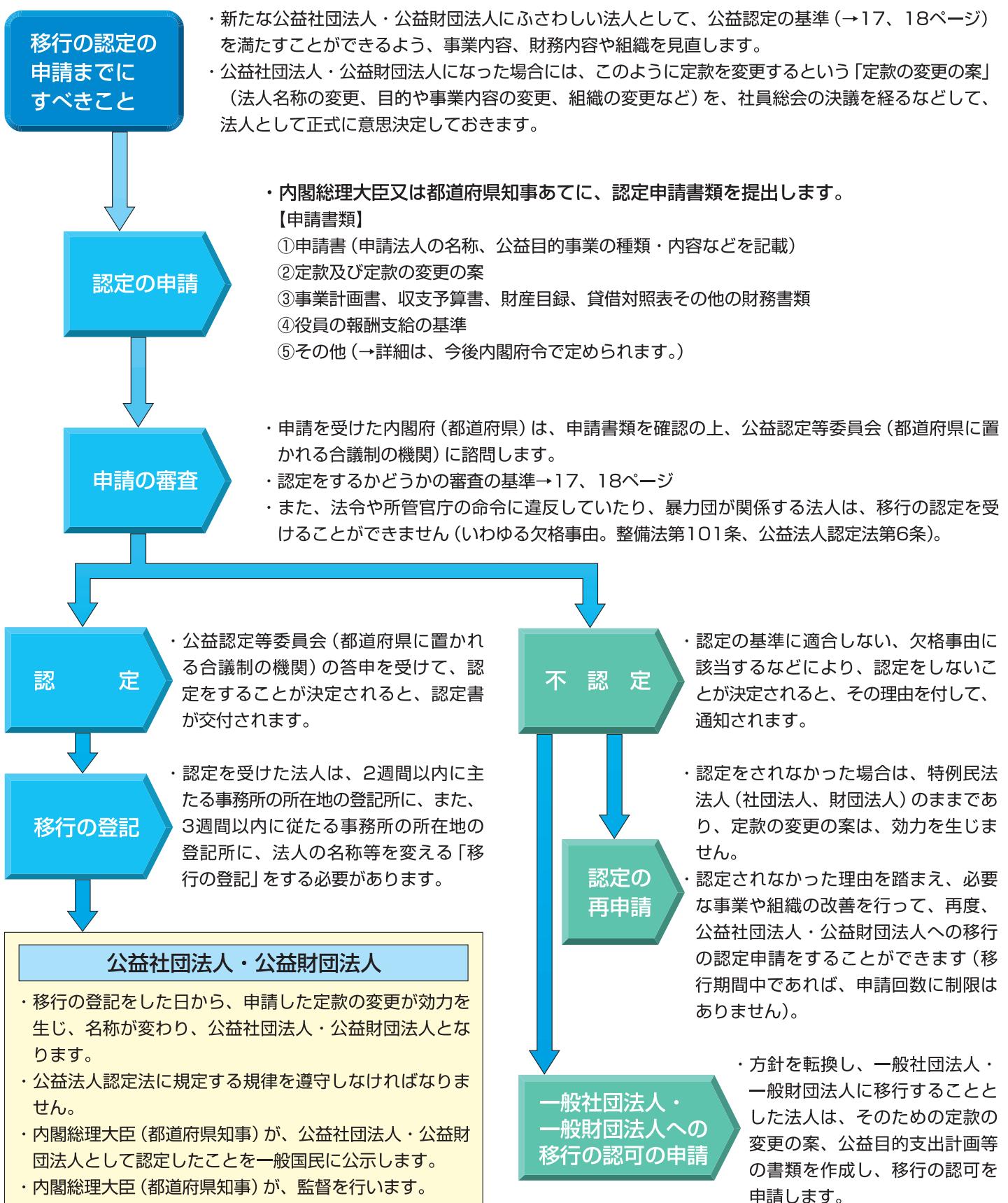
再申請することができます



公益社団法人・公益財団法人への移行の手続

○公益法人から新たな公益社団法人・公益財団法人に移行する手続の流れは、以下のとおりです。

今後、内閣府令などにより、さらに手続の詳細を定め、お知らせしていきます。



→次のページへ



一般社団法人・一般財団法人への移行の手続

○公益法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する手続の流れは、以下のとおりです。

今後、内閣府令などにより、さらに手続の詳細を定め、お知らせしていきます。

移行の認可の申請までにすべきこと

○組織形態等の見直し

新たな一般社団法人・一般財団法人として、一般社団・財団法人法に適合するよう、組織形態等を見直します。

○定款の変更

一般社団法人・一般財団法人になった場合には、このように定款を変更（法人名称の変更等）するという「定款の変更の案」を、社員総会の決議を経るなどして、法人として正式に意思決定しておきます。

○公益目的支出計画の作成

一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受けようとする法人は、基本的に、移行後に当該法人が公益の目的のために支出すべき額として移行の時点での正味財産額を基礎として算定した額（公益目的財産額）に相当する金額を公益の目的のために支出することにより零とするための計画（公益目的支出計画）を作成しなければなりません^(※)。

※一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受けようとする法人のうち、正味財産額が一定を超えないものは、公益目的支出計画を作成する必要はありません。

- ・内閣総理大臣又は都道府県知事あてに、認可申請書類を提出します。

【申請書類】

- ①申請書（申請法人の名称、主たる事務所及び従たる事務所の所在場所などを記載）
- ②定款及び定款の変更の案
- ③公益目的財産額及びその計算を記載した書類
- ④財産目録、貸借対照表その他の財務書類
- ⑤公益目的支出計画を記載した書類
- ⑥その他（→詳細は、今後内閣府令で定められます。）

- ・申請を受けた内閣府（都道府県）は、申請書類を確認の上、公益認定等委員会（都道府県に置かれる合議制の機関）に諮問します。
- ・認可をするかどうかの審査の基準→18ページ

認 可

- ・公益認定等委員会（都道府県に置かれる合議制の機関）の答申を受けて、認可をすることが決定されると、認可書が交付されます。

【認可されなかったら・・・】

- ・認可をされなかった場合は、特例民法法人（社団法人、財団法人）のままであり、定款の変更の案は、効力を生じません。認可されるために必要な改善を行って、再度、一般社団法人・一般財団法人への移行の認可申請をすることができます（移行期間中であれば、申請回数に制限はありません。）。

- ・認可を受けた法人は、2週間以内に主たる事務所の所在地の登記所に、また、3週間以内に従たる事務所の所在地の登記所に、法人の名称等を変える「移行の登記」をする必要があります。
- ・移行の登記をした日から、申請した定款の変更が効力を生じ、一般社団法人・一般財団法人となります。

【注意】

認可を受けたのに登記をしないでいると、認可を取り消されることがあります。

一般社団法人・一般財団法人

公益目的支出計画の実施と行政庁（内閣総理大臣・都道府県知事）による監督については、次のページへ

公益目的支出計画の実施と行政庁 (内閣総理大臣・都道府県知事)による監督

行政庁(内閣総理大臣・都道府県知事)

公益法人から一般社団法人・一般財団法人へ 移行した法人の義務

- ・自ら定めた公益目的支出計画に基づき、公益の目的に支出すべき額が零になるまで、公益に関する事業の実施による支出をし、又は公益的な団体への寄附をする必要があります。
- ・毎事業年度終了後、公益目的支出計画の実施状況について行政庁に報告する必要があります。

公益目的支出計画を変更したい場合

(例: 公益目的支出計画として実施する事業を変更、追加等したい場合)

行政庁の認可を受けて、例えば、新たに公益法人認定法に規定する公益目的事業等を実施し、その事業の実施により公益目的財産額を公益の目的に支出することができます。

合併した場合

合併後に行庁に届け出なければなりません。
公益目的支出計画は、合併後存続する法人又は合併により設立する法人が引き継ぎます。

公益目的支出計画に基づき公益目的財産額に相当する金額を公益の目的に支出し、公益の目的に支出すべき額が零になった場合

行政庁に公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を求めることができます。

毎事業年度公益目的支出計画の実施状況の報告

公益目的支出計画の実施状況の報告についての
詳細内容の聴取等

公益目的支出計画の変更の認可の申請

公益目的支出計画の変更の認可

合併した旨の届出

合併後存続する法人又は合併により設立する
法人に対する監督

公益目的支出計画が完了した旨の確認の申請

公益目的支出計画が完了した旨の確認書の交付
行政庁は、確認を求める法人が公益目的支出計画に従つて
公益目的財産額の全額を公益目的に支出したことを確認し、
確認書を交付します。

行政庁による公益目的支出計画に関する監督は終了

公益目的支出計画が完了した旨の確認書の交付を受けると、登記により設立された
一般社団法人・一般財団法人と同様、行政庁による監督はなくなります。

このほか、合併後存続し、若しくは設立する法人が公益社団法人・公益財団法人である場合
又は公益認定を受けた場合には、公益目的支出計画が完了した旨の確認を受けたものとして
取り扱われます。





現行公益法人の移行に関するQ & A



一般社団・財団法人法が施行された後、どのような機関を置くことができますか。



一般社団・財団法人法上、一般社団法人・一般財団法人は、それぞれ次のような機関設計となることができます。

一般社団法人

	社員総会	理事			
	社員総会	理事		監事	
	社員総会	理事		監事	会計監査人
	社員総会	理事	理事会	監事	
	社員総会	理事	理事会	監事	会計監査人

一般財団法人

1	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	
2	評議員	評議員会	理事	理事会	監事	会計監査人



一般社団・財団法人法の施行後は、現在社団法人である法人は一般社団法人と同じ機関設計となることができますが、財団法人である法人は一般財団法人又は公益財団法人に移行するまでの間、一般財団法人の機関設計に加えて、次のような機関設計も可能です。

- 3. 理事のみ（一般社団・財団法人法の施行前に監事を置いていなかった法人に限る。）
- 4. 理事、監事（一般社団・財団法人法の施行前に監事を置いた法人に限る。）

ここで気をつけていただきたいのが、一般社団・財団法人法の施行の際には、どの社団法人も 又は、どの財団法人も3又は4に該当するということです。現在の理事会や評議員・評議員会がそのまま一般社団・財団法人法の理事会や評議員・評議員会になるわけではありませんのでご注意ください（詳細は次問参照）。



現在、公益法人が置いている理事会や評議員・評議員会は、一般社団・財団法人法の理事会や評議員・評議員会と同じものですか。



同じものではありません。

現在公益法人に置いている理事会や評議員・評議員会は、「法人の健全かつ継続的な管理運営を可能とするとの観点から」所管官庁の指導監督や法人の判断により置いている機関です。「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)においては、現在の理事会は「理事の意思決定を行い、法人としての意思統一を行う重要な場」と、評議員・評議員会は「理事及び監事の選任機関並びに当該法人の重要事項の諮問機関」としていますが、実際の業務や機関としての位置付けは必ずしもそれに限られていません。

一方、一般社団・財団法人法の理事会や評議員・評議員会は法律に規定される機関であり、その権限や義務は法律の規定に従うことになります。一般社団・財団法人法上、理事会は 法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事の選定・解職、を職務とする機関であり、評議員・評議員会は理事・監事の選解任等の法律及び定款で定めた事項を決議する機関です。

したがって、現在公益法人に置かれている理事会や評議員・評議員会は、一般社団・財団法人法に規定されている理事会や評議員・評議員会とその役割が完全に異なるものではありませんが、法律上、一律に同等のものと扱うことは困難であるため、現在理事会や評議員・評議員会を置いていたとしても、一般社団・財団法人法の施行後は、いったんこれらの機関は置いていないものと整理することとした。そして、希望する社団法人は理事会を、すべての財団法人は移行するまでに理事会と評議員・評議員会を定款の変更等により改めて置くこととした（詳細は次々問参照）



一般社団・財団法人法の施行によって、現在置いている理事会や、評議員・評議員会はどうなるのでしょうか。



現在の公益法人の機関の一つである理事会や評議員・評議員会と、一般社団・財団法人法に規定される理事会や評議員・評議員会は、「似て非なるもの」であり、従来の理事会や評議員・評議員会がそのまま一般社団・財団法人法の理事会や評議員・評議員会になるわけではありません（既述の問参照）が、一般社団・財団法人法の施行後も、現在置いている理事会や評議員・評議員会は、そのまま、法人内部の機関としては（もちろん所管官庁からの指導に基づく機関としても）有効に存続します。

ただし、一般社団・財団法人法に基づく理事会や評議員・評議員会を置いた場合は、権限の重複や紛らわしさを避けるため、施行前からある理事会や評議員・評議員会は廃止するか、あるいは、名称を変更することが望ましいでしょう。



現行の財団法人が一般社団・財団法人法に基づく評議員を選任するにはどのようにすればよいのでしょうか。



現行の財団法人は、どの法人も、一般社団・財団法人法の施行の際には一般社団・財団法人法に基づく評議員を置いていない状態になります。施行後、移行までの間で希望するときに評議員を置くことができます。

評議員を置くための手続は次のとおりです。

法人内部で評議員を置く旨・最初の評議員の選任方法（理事が決める）・定款の変更案を決定
最初の評議員の選任方法・定款の変更について所管官庁の認可を得る
認可を得た方法で評議員を選任（定款の変更案の決定は評議員の選任後でも可。この場合、定款の変更について改めて認可を得なければならず、評議員の任期はその認可の日以降に開始となる。）
必要な事項（評議員の氏名など）について登記

また、一般財団法人、公益財団法人への移行と同時に評議員を置くこともできます。この場合の手続は次のとおりです。

最初の評議員の選任方法について所管官庁の認可を得る
法人内部で移行の申請をする旨・移行後の定款の案を決定
移行の認定・認可を申請
認定・認可を得た後、解散・設立の登記をする



一般社団・財団法人法上、一般財団法人は、評議員を定款で定める方法により選任することとされています。ただし、評議員は理事や理事会が選んではならないこととなっており、定款にはそれ以外の方法を規定しなければなりません（注）。これは、一般社団・財団法人法では、評議員は理事の選解任を通じてその職務を監督する立場であることから、監督される人が監督する人を選任するのは不適当であるからです。一方、現在財団法人である法人は、最初の評議員の選任において、理事や理事会が選んではいけないという制限がない代わりに、一般社団・財団法人法における評議員の選任方法の規定の趣旨を踏まえつつ、各法人の実態にしたがい、もっともふさわしい方法で評議員を選ぶ必要があります。

具体的には、現在寄附行為の変更について理事及び（法律に基づかず置いている）評議員の4分の3以上の議決を必要としている法人は、それと同様の手続とすることが考えられるでしょう。

（注）たとえば、評議員会の議決による選解任を定める方法、評議員選解任のための機関を設置する方法、外部の特定の者に選解任を委ねる方法、等を規定することが考えられます。



一般社団・財団法人法の施行によって、現在の理事や監事の任期や選任方法を変えなくてはならないのでしょうか。



施行後すぐに変えなければならないということはありません。

ただし、施行後に定款を変更して一般社団・財団法人法に基づく理事会を置いた場合は、その後に選任する理事・監事の任期や選任方法は一般社団・財団法人法に従うことになります。同様に、一般社団・財団法人法に基づく会計監査人や評議員・評議員会を置いた場合は、その後に選任する監事の任期や選任方法は一般社団・財団法人法に従うことになります。



移行前に理事の任期が満期を迎えた場合は、一般社団・財団法人法に基づく新たな選任規定を設けた上で、理事を選任する必要があるのでしょうか。それとも、従前のように従って選任を行っても問題はないのでしょうか。



法律の施行後、移行前に理事の選解任、資格、任期について一般社団・財団法人法の規定が適用されるのは、その法人が一般社団・財団法人法に基づいて理事会を置く旨の定款の変更をした後で選任する理事に限られます。

したがって、施行後といえども、一般社団・財団法人法上の理事会を置くために定款を変更するまでは、従前のように従って選任を行っても問題はありません。



一般社団・財団法人法の施行によって、会長や理事長など現在法人を代表している人はどうなるのでしょうか。



施行前と変わりません。

民法上、公益法人の代表権は各理事が等しく負うこととなっており、現在の理事長や会長等の法人を代表する者は、法律に基づくものではなく、個々の法人の判断により置かれているものです。このため、代表者以外の理事には代表権がないことを善意の第三者に対抗することはできません。一方、一般社団・財団法人法においては、一般社団法人は、原則として各理事が法人を代表しますが、定款の定め等により特定の者を代表理事とすることができますし、理事会を置いた場合は必ず代表理事を選任しなけ

ればなりません。また、一般財団法人については、理事会を置いた一般社団法人と同様に必ず代表理事を選任することになります。そして代表理事を決めるとき、その氏名や住所を登記しなければなりませんが、代表理事以外の理事には代表権がないことをおよそあらゆる第三者に対抗できることとなります。一般社団・財団法人法の施行日以後、現在の公益法人の代表者を一律に一般社団・財団法人法上の代表者としてしまうと、代表理事とそれ以外の理事とに区分して登記し直さなければならなくなってしまいます。ですから、現在の代表者がそのまま一般社団・財団法人法の代表者とはならないこととすることにより、施行日後直ちに登記を変更しなくてよいこととしました。この結果、代表者以外の理事には代表権がないことを善意の第三者に対抗することはできませんが、これは現在の状況と全く同じであり、特段の支障はないものと考えられます。

なお、現在の公益法人は、法律の施行後、一般社団・財団法人法の所定の手続をとることにより、いつでも一般社団・財団法人法上の代表理事を定めることができます。



一般社団・財団法人法が施行された後、会計に関するものとしてどのような書類を作成しなければならないのでしょうか。



一般社団・財団法人法においては、会計帳簿のほか、貸借対照表・損益計算書・事業報告及びこれらの附属明細書を作成しなければならないこととなっています。これらの書類は、今後策定される法務省令等の定めに従って作成することになります。

現行公益法人の場合、公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人に移行するまでは、これらの書類を作成する義務は法律上ありませんので、会計帳簿や財産目録のほか、貸借対照表など、これまで所管官庁からの指導監督に基づいて作成している計算書類等を作成すればよいこととなります。

なお、公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人への移行を申請する際に添付する書類については、統一的で適正な審査を行うために、今後策定される内閣府令等の定めに従って貸借対照表・損益計算書・事業報告及びこれらの附属明細書を作成する必要がありますので、ご注意ください。



新制度施行後、新たな法人に移行するまでの間は、引き続き所管官庁の監督があることですが、どのような監督が行われるのですか。



基本的に、新たな法人に移行するまでの間は、新制度の施行前と同様の指導監督基準に基づき指導監督が行われます。決算書類等の毎年の提出や定期的な立入検査、定款変更に当たって認可を要すること等についても同様です。ただし、指導監督の内容には、新制度の法人への着実、円滑な移行を進めているという観点が加わります。現行の「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月閣議決定)等の内容については、今後、新たな公益認定の基準に関する政令や内閣府令の策定状況を踏まえ、見直しを検討していきます。





一般社団・財団法人法に基づく機関（評議員会、会計監査人、代表理事等）の設置や定款の変更は、新制度施行後すぐに行う必要があるのでしょうか。早く設置・定款変更するほうが、公益社団法人・公益財団法人への移行には有利なのでしょうか。



現在設置している評議員会等を一般社団・財団法人法に基づく評議員会等として位置付けし直すための定款の変更など、一般社団・財団法人法に対応した機関設置・定款変更は、

準備ができ次第、所管官庁の認可を得て定款変更するか、

新制度の法人（公益社団法人、一般社団法人等）への移行を申請する際に定款の変更の案として提出するか、

のいずれかによって行えばよいこととなっています。このように、どのようなタイミングで新しい機関に切り替えるかは、各法人ごとの実情等を踏まえた判断に委ねられますが、遅くとも、移行を申請する際には新機関への切り替えを法人として意思決定しておく必要があります。新機関の設置の時期が早いか遅いかによって、公益社団法人・公益財団法人への移行の認定の審査において有利・不利になるということはありません。



新制度の「公益目的事業」とはどのようなものでしょうか。現在、当法人が行っている公益事業は、そのまま公益目的事業と認めてもらえるのでしょうか。



新制度の「公益目的事業」は、公益法人認定法の別表（18ページ参照）に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます。一つの事業が複数の種類の事業に該当することもあり得ます。「不特定かつ多数の者の利益」といえるためには、その事業により提供される財・サービス等の直接の受益者が特定の範囲の者に限られず、かつ、受益者の数が多くなければなりませんが、たとえば、まだ数人の患者しか発見されていない難病の研究を行う事業のように、直接の受益者の範囲が限られていたとしても公益目的事業と認めることが適当と考えられる事業もあり得ます。

現在公益事業として行っている事業が公益目的事業と認められるか否かについては、実際の公益認定の際に、民間有識者からなる国及び都道府県の合議制の機関において、個々の事業に関する具体的な事実関係に即して、一つ一つ丁寧に議論を尽くして検討されることとなります。

なお、公益法人認定法の別表に掲げる事業のいずれかに該当し、かつ、不特定多数の者の利益の増進に寄与する事業であれば、税務署に届け出ている「収益事業」であっても、公益目的事業であると認められます。



公益法人から一般社団法人・一般財団法人に移行する場合には、その保有する財産はどうなるのでしょうか。国や地方公共団体に没収されてしまうのでしょうか。



公益法人が一般社団法人・一般財団法人に移行した場合には、公益法人として保有していた財産の性格上、その保有していた財産に相当する額については、私益のために社員等の構成員や設立者に帰属させることを防止し、その額が公益のために支出される必要がありますが、そのために法人の保有する財産を国や地方公共団体が没収したりすることはありません。

一般社団法人・一般財団法人へ移行しようとする公益法人は、基本的に、一般社団法人・一般財団法人に移行した後に移行の際の正味財産額を基礎として算定した額（公益目的財産額）に相当する金額を計画的に公益の目的のために支出するための計画（公益目的支出計画）を作成し、その公益目的支出計画に従って、一般社団法人・一般財団法人へ移行した後に公益目的財産額に相当する金額を最終的に公益の目的のために支出してもらうことになります。

なお、公益目的財産額の算定に当たっての資産及び負債の評価の仕方等については、公益法人の保有する資産及び負債の性質などを踏まえて、今後内閣府令で明らかにしていきます。



公益目的支出計画では、どのような事業等が実施できるのでしょうか。



1. 繼続事業

公益法人が一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受ける前から継続して実施する事業をいいます。

ただし、その法人の本来事業でないもの、一般社団法人・一般財団法人に移行する前に所管官庁に公益に関する事業としてふさわしくない旨の指導を受けていた事業については、公益目的支出計画に記載できる事業とすることはできません。

2. 公益目的事業

公益法人認定法に規定する公益目的事業をいいます。

当該法人が一般社団法人・一般財団法人への移行の認可を受ける前から継続して実施する事業が公益目的事業に該当するものであれば、公益目的事業として公益目的支出計画に記載することができます。

また、移行前から実施していなかった事業であっても、一般社団法人・一般財団法人に移行する際に新たに公益目的事業を実施する場合には公益目的支出計画に記載することができます。

3. 公益のための寄附

当該法人の目的に類似する目的を有する公益法人認定法に基づく公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等に対する寄附、国、地方公共団体に対する寄附をいいます。



公益目的支出計画は、一定の期限内に終了させなければならないのでしょうか。



法律上一律の期限は設けていません。

公益目的支出計画の作成に当たり、その実施期間は、各法人ごとにその実情に応じて完了するまでの期限を自ら定め、移行後はその期限内に公益目的支出計画の実施を完了するようにする必要がありますが、一方で公益目的財産額及び公益目的支出計画に記載される事業の収支の状況等は、法人によって千差万別であり、公益法人が一般社団法人・一般財団法人に移行してから一定の年数以内に公益目的財産額に相当する金額を公益目的のために支出しなければならないことを法律で決めてしまうのは必ずしも適当ではないからです。



公益目的支出計画が完了していないのですが、解散することになりました。清算後の残余財産はどのように処分したらよいのでしょうか。



公益目的支出計画が完了しない時点で解散した場合は、その定款の定めの如何にかかわらず、解散した法人が公益目的支出計画に従い公益の目的に支出すべき残額があるときは、その残額に相当する残余財産については、行政庁の承認を得て、当該法人の目的に類似する目的を有する公益法人認定法に基づく公益法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人等か、国、地方公共団体に帰属させなければなりません。



新制度が施行されるまでにどのような準備をしておけばよいのでしょうか。



新制度の大要を定める法律は公布されましたが、制度の詳細を定める政省令や公益社団法人・公益財団法人がどのような税優遇を受けられるかなどについては今後の検討を待つ必要があります。これらについては平成19年度中には明らかになる予定であり、移行期間は5年間ありますので、移行の認定を受けるべきかどうか、また、どう改善したら移行の認定・認可を受けられるかなどについて判断するのはそれ以降でもよいでしょう。

一方で、新制度が施行され、一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人のいずれに移行しても、必ず守らなければならないことや新たにできるようになります。これはすでに法律で明らかになっていますので、これについては今から十分な検討・準備することができます。

たとえば、財団法人は一般社団・財団法人法に基づく評議員を必ず置かなければならないこととなるので、施行後から移行までの間でいつ評議員を置くか、最初の評議員をどのように選任するか、またそれ以降の評議員の選解任方法をどうするか、について検討しなければなりません。また、社団法人であれば、社員や社員総会の権限が法律上明確になりましたので、これについてよく理解しておく必要があります。新制度の詳細が明らかになるまでは、まず、これらのことについて検討・準備しておくことが適当でしょう。



参 照 条 文

○公益社団法人・公益財団法人への移行の認定基準

整備法

(認定の基準)

第百条 行政庁は、第四十四条の認定の申請をした特例民法法人（以下この款及び第百三十三条第二項において「認定申請法人」という。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認定申請法人について第四十四条の認定をするものとする。

- 一 第百三条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらに基づく命令の規定に適合するものであること。
- 二 公益法人認定法第五条各号に掲げる基準に適合するものであること。

公益法人認定法

(公益認定の基準)

第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

- 一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。
- 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。
- 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。
- 五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。
- 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超ないと見込まれること。
- 七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。
- 九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超ないと見込まれるものであること。
- 十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基準に達しない場合は、この限りでない。
- 十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。
- 十四 一般社団法人にあっては、次のいずれにも該当するものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。
 - 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。
 - (2) 社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。
- 十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。
- 十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。

十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
 ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
 ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人
 ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
 ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人
 ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人
 ト その他イからヘまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人

十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

公益目的事業

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別 表（第二条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 國際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

○一般社団法人・一般財団法人への移行の認可基準

整備法

（認可の基準）

第一百七条 行政庁は、第四十五条の認可の申請をした特例民法法人（以下この款において「認可申請法人」という。）が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該認可申請法人について同条の認可をするものとする。

- 一 第百二十条第二項第二号の定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びこれに基づく命令の規定に適合するものであること。
- 二 第百十九条第一項に規定する公益目的財産額が内閣府令で定める額を超える認可申請法人にあっては、同項に規定する公益目的支出計画が適正であり、かつ、当該認可申請法人が当該公益目的支出計画を確実に実施すると見込まれるものであること。

行政改革推進本部事務局公益法人制度改革担当

公益法人制度改革の詳細についてはこちらを御覧ください。

行政改革推進本部事務局公益法人制度改革ホームページ

http://www.gyoukaku.go.jp/about/index_koueki.html

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

http://www.gyoukaku.go.jp/siryou/koueki/pdf/0602ipan_syadanhouritsu.pdf

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

http://www.gyoukaku.go.jp/siryou/koueki/pdf/0602koueki_houritsu.pdf

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

http://www.gyoukaku.go.jp/siryou/koueki/pdf/0602seibi_houritsu.pdf

このパンフレットは、現行公益法人の皆様が公益法人制度改革の内容をご理解頂けるよう作成したものであり、行政改革推進本部事務局公益法人制度改革のホームページにも掲載しておりますので、ご自由にダウンロードしてご利用ください。

このパンフレットは再生紙を使用しています。